

2008SNA への対応案
(第 6 回研究会 金融関連項目)

平成 25 年 10 月 18 日

内閣府 経済社会総合研究所

国民経済計算部

目次

資料番号	Annex3 番号	2008SNA 勧告名	ページ 番号
資料1-1	B10	金融機関の内訳部門の改定	1
資料1-2	E13	金融資産の分類の改定	9
資料1-3	E15	年金受給権の記録に係る取扱の変更	16
資料1-4	E09	貨幣用金と金地金の定義の変更	26
資料1-5	E10	特別引出権(SDR)の負債の認識	29
資料1-6	E08	不特定保管金口座を金融資産・負債として扱う	33
資料1-7	E05	指数連動型債権証券の扱いの精緻化	35
資料1-8	E06	外国通貨に指数化した債務証券の扱いの変更	41
資料1-9	E03	ノン・パフォーマンス貸付の扱いの精緻化	42
資料1-10	E11	インターバンク・ポジションの記録	46
資料1-11	E02	雇用者ストックオプションの取扱い	49
資料1-12	E04	保証(定型保証)の扱いの精緻化	53
資料1-13	B06	金融機関部門に割り当てられる持株会社	57
資料1-14	B07	子会社が主として属する制度部門に割り当てられる本社	60
資料1-15	C02	FISIM の計算方法の精緻化	62
資料1-16	O01	投資信託に係る留保利益の扱い	64

【B10】金融機関の内訳部門を改定し、金融サービス・市場・商品の発展を反映

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<p>・IMF や ECB (欧州中央銀行) 等の他の通貨・金融統計との更なる整合性や柔軟性向上のため、<u>金融機関を以下の9つの内訳部門に分類</u>。</p> <p>① 中央銀行 ←</p> <p>② 中央銀行以外の預金取扱機関 ←</p> <p>③ MMF ←</p> <p>④ 非 MMF 投資信託 ←</p> <p>⑤ 保険会社・年金基金を除く その他の金融仲介機関 ←</p> <p>⑥ 金融補助機関 ←</p> <p>⑦ 専属金融機関と貸金業 ←</p> <p>⑧ 保険会社 ←</p> <p>⑨ 年金基金 ←</p> <p>(各部門分類の定義、1993SNA 分類との対応関係は参考1参照)</p>	<p>・金融機関については、以下の5つの内訳部門に分類。</p> <p>① 中央銀行</p> <p>② その他の預金取扱機関 (預金通貨機関、その他)</p> <p>③ 保険会社・年金基金を除くその他の金融仲介機関</p> <p>④ 金融補助機関</p> <p>⑤ 保険会社・年金基金</p>

① 2008SNA への対応で求められる事項

- ・新たに示された分類に基づき、金融機関の内訳部門を設定する。
- ・具体的には、MMF、非 MMF 投資信託、専属金融機関と貸金業について、1993SNA の「保険会社・年金基金を除くその他の金融仲介機関」から独立して、それぞれの内訳部門に位置付け、保険会社と年金基金を別個の内訳部門として分割等の変更を行う。

② 主要計数への影響 (概念上)

- ・なし

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・現行 JSNA における詳細な金融関連表 (金融資産・負債の変動 (フロー編付表 25) 及び金融資産・負債の残高 (ストック編付表 7)。以下同じ) においては、まず「中央銀行」、「民間金融機関」、「公的金融機関」に分類している。このうち「民間金融機関」については、「預金取扱機関」、「保険・年金基金を除くその他の金融仲介機関」、「非仲介型金融機関」(1993SNA の金融補助機関)、「保険・年金基金」に分類し、さらに細分類で表章している (参考 2 参照)。一方、中央銀行を除く公的金融機関については、「預金取扱機関」や「非仲介型金融機関」に含まれる機関数が少ないことから、こうした分類ではなく、「保険・年金基金を除く金融仲介機関」(さらにその内訳としての「融資特別会計」、「政府金融機関等」)、「保険・年金基金」という分類で表章している。

¹ 2008SNA と 1993SNA の内訳部門分類の対応関係については、表中で矢印で示したほか、厳密には参考 1 で示したように、1993SNA の②③⑤に分類されていた金融持株会社については、2008SNA では、子会社の管理を行うもの (B07 の項参照) は⑥「金融補助機関」に、子会社の管理を行わないもの (B06 の項参照) は⑦「専属金融機関と貸金業」に分類される。

3. 検討の方向性

・次回基準改定における対応の考え方（案）

<○：2008SNA 勧告に沿って対応する>

・2008SNA の勧告を踏まえ、基礎統計である資金循環統計と整合的に、金融機関の内訳部門を改定し、詳細な金融関連表に表章する（詳細は参考1及び参考3参照）。主な改定内容は、

(1) 内訳部門は以下の9部門とする（括弧内は現行 JSNA における内訳部門）。2008SNA で勧告された名称との違いに関しては、脚注を参照。

- ① 中央銀行
- ② 預金取扱機関²
- ③ マネー・マーケット・ファンド³（「保険・年金基金を除くその他の金融仲介機関」の一部）
- ④ その他の投資信託（保険・年金基金を除くその他の金融仲介機関の一部）
- ⑤ その他の金融仲介機関³（「保険・年金基金を除くその他の金融仲介機関」の一部）
- ⑥ 専属金融機関（保険・年金基金を除くその他の金融仲介機関の一部）
- ⑦ 非仲介型金融機関⁴
- ⑧ 保険⁵（保険・年金基金の一部）
- ⑨ 年金基金（保険・年金基金の一部）

(2) 現行 JSNA では「保険・年金基金を除くその他の金融仲介機関」に含まれていたもののうち、新設された3部門（③④⑥）の取扱いについては以下のとおり。

③ マネー・マーケット・ファンド⁶

公社債投信（運用対象に株式を含まず、債券や短期金融市場商品を主要な運用対象とする投資信託）のうち短期金融市場商品を主な運用対象とするものからなる。

④ その他の投資信託⁷

公社債投信のうち③に該当するもの以外と株式投信（運用対象に株式を含むことが可能な投資信託）からなる。なお、J-REIT（不動産投資法人）については、基礎統計である資金循環統計と同様、不動産賃貸サービスを主業であるとみなし、現行と同様に民間非金融法人企業に計上することとする⁸。

⑥ 専属金融機関⁹

政府金融機関のうち運用または調達のいずれかにおいて、一般政府や公的企業の特定グループのみとほとんどの取引を行うものからなる。なお、民間の専属金融機関については、基礎データの制約から把握が困難であることから、同部門には公的金融

² 勧告された部門名（中央銀行以外の預金取扱機関）と異なるが、概念上の変更はないことから現行 JSNA の部門名を継続使用する。

³ 金融機関のうち非仲介型金融機関以外は全て金融仲介機関である。このため、「保険会社・年金基金を除く」は不要と考え、「その他の金融仲介機関」とする。

⁴ 2008SNA 及び1993SNA では「金融補助機関」であるが、現行 JSNA の部門名「非仲介型金融機関」を継続する。

⁵ 2008SNA では「保険会社」であるが、我が国では会社ではない特別会計等もこの部門に含まれるため、JSNA では、「保険」とする。

⁶ 2008SNA では、「MMF」という部門名であるが、我が国で用いられている MMF（マネー・マネジメント・ファンド）との混同を避けるため、JSNA では「マネー・マーケット・ファンド」とする。

⁷ 脚注6にある理由から、2008SNA の「非 MMF 投資信託」ではなく、JSNA では「その他の投資信託」とする。

⁸ なお、「J-REIT（不動産投資信託）」は、金融資産・負債としては「投資信託受益証券」に含まれ、この扱いは現行 JSNA 及び資金循環統計（現行及び2016年を目途とする2008SNA 対応後）と同様。

⁹ 2008SNA では、「専属金融機関と貸金業（captive financial institutions and moneylenders）」という分類名であるが、我が国の貸金業（消費者ローン、商工ローン等）は、⑤「その他の金融仲介機関」に含まれること、また2008SNA で想定しているような moneylender（参考1を参照）は、我が国の基礎統計では金融機関として捕捉できないことから、JSNA では「専属金融機関」とする。

融機関のみを含める¹⁰。

- (3) 金融持株会社は、現行 JSNA ではその子会社が主として属する内訳部門に分類しているが、これを⑦非仲介型金融機関に移管する方向で検討（B07の項を参照）。
- (4) 定型保証機関（全国信用保証協会等）は、現行 JSNA では「非仲介型金融機関」に分類しているが、これを⑧保険に移管する方向で検討（E04の項を参照）。

- ・なお、公的金融機関については、各内訳部門に含まれる機関数が少ないことから、公的金融機関の内訳部門は集約して表章することとし、そのあり方は、次回基準改定に向けて引き続き検討する。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・資金循環統計においては、2016年を目途とする同統計の改定において、基本的に2008SNA対応後のJSNAと整合的な内訳部門に分類する予定¹¹。

<諸外国における対応状況>

- ・オーストラリア
本報告における金融機関の内訳部門の作成が可能な形で、より詳細な独自の内訳部門に分類している。

¹⁰ また、B06の項のとおり、2008SNA マニュアル上の純粋持株会社（子会社の管理を行わないもの）は我が国には存在が認められない。また、証券化以外の流動化に係わるSPCや貸出を主に行う質屋などは、基礎データの制約から計上を見送る。

¹¹日本銀行「2008SNAを踏まえた資金循環統計の見直し方針—ご意見のお願い—」（平成25年10月17日）

参考1 2008SNAにおける金融機関内訳部門の定義と我が国の例

2008SNA で設定されている部門名および定義、1993SNA からの変更点、わが国の例を記載する。新規に設定された3部門（MMF、非MMF、専属金融機関と貸金業）については、JSNA 定義・方針（案）も記載した。

部門名	中央銀行
定義	<p>中央銀行は、金融システムの重要な諸局面を支配する国の金融機関である。一般的に、以下のような金融仲介機関はこの内訳部門に分類する。</p> <p>a. <u>国の中央銀行</u>。中央銀行システムの一部となるものを含む。</p> <p>b. 外貨準備で 100%裏付けされている本国通貨を発行するカレンシー・ボードまたは独立の通貨当局。</p> <p>c. 根本的に公的起源を有する中央貨幣機関（たとえば、外貨を管理したり、または紙幣や硬貨を発行したりする）で、完全な一式の勘定は保持するが中央政府の一部に分類されないもの。分離した制度単位である監督官庁は、中央銀行に含まれず金融補助機関に分類する。</p> <p>中央銀行は、それが、別個の制度単位である限り、常に金融機関部門に分類する。それが主に非市場生産者であるとしても、その取り扱いに変更はない。</p> <p>（パラ 4.104）</p>
1993SNA からの変更点	1993SNA から変更なし
我が国の例	日本銀行

部門名	中央銀行以外の預金取扱機関
定義	<p>中央銀行以外の預金取扱機関は、その主活動として金融仲介を行う。この目的のために、預金または預金の密接な代替物である金融手段（短期預金証書など）のかたちをとる負債を保有する。一般的に、預金受入金融機関の負債は、広義の貨幣の測度に含まれる。（パラ 4.105）</p>
1993SNA からの変更点	1993SNA から大きな変更なし（1993SNA では金融持株会社の一部は、本部門に位置付けられるものがあつたが、子会社の管理活動を行っているかどうかで金融補助機関または専属金融機関と貸金業に移管）
我が国の例	国内銀行（信託銀行の銀行勘定含む）、中小企業金融機関等、農林水産金融機関、ゆうちょ銀行、在日外銀、合同運用信託

部門名	MMF
定義	<p>投資家に持分やユニットを発行して資金を調達する合同運用スキームで、調達資金は主にマネーマーケット（※いわゆる短期金融市場）の種々の金融商品、MMF の株式、残余期間 1 年以下の譲渡可能な債務証券等で運用される。MMF は、その投資する金融商品の性質から預金の密接な代替物とみなされる。（パラ 4.107）</p>
1993SNA からの変更点	新設 保険会社・年金基金を除くその他金融仲介機関より分離
我が国の例	マネー・マネージメント・ファンド、マネー・リザーブ・ファンドなど公社債投信のうち短期金融市場商品を主要な運用対象とするもの。

部門名	非 MMF 投資信託
定義	非 MMF 投資信託とは、投資家に株やユニットを発行して資金を調達する合同運用スキームである。調達した資金の圧倒的多くは、短期資産以外の金融資産と非金融資産（通常は不動産）に投資される。一般的に、投資信託持分は預金の密接な代替物ではない。また、小切手または第三者直接支払いによって譲渡可能ではない。（パラ 4.108）
1993SNA からの変更点	新設 保険会社・年金基金を除くその他金融仲介機関より分離
我が国の例	中期国債ファンドや長期公社債投信など公社債投信のうち MMF（マネー・マーケット・ファンド）に該当するもの以外、株式投資信託、ファンド・オブ・ファンズ など

部門名	保険会社・年金基金を除くその他の金融仲介機関
定義	保険会社及び年金基金を除くその他の金融仲介機関は、金融資産を取得するという目的のために、現金、預金、または預金の密接な代替物以外の形式で、自己勘定で負債を発行し、市場で金融取引に携わることによって、金融サービスを提供する。公開市場で貸借対照表の両側の取引を行うことは、金融仲介機関の特徴である。（パラ 4.109）
1993SNA からの変更点	「MMF」、「非 MMF 投資信託」、「金融補助機関」及び「専属金融機関と貸金業」に移管されるものを除き、1993SNA から大きな変更なし。
我が国の例	証券会社 ¹² 、貸金業法上の貸金業者、ファイナンス・リース会社、証券化を目的とする SPC、ベンチャー・キャピタル など

部門名	金融補助機関
定義	金融補助機関は、次のような金融機関から構成される。すなわち、主に金融資産および負債の取引に関連する活動に携わる金融機関、こうした取引に対する規制環境を提供する金融機関である。ただし、 <u>取引した金融資産と負債の所有権を取るような補助機関を含まない</u> ¹³ 。（パラ 4.111）
1993SNA からの変更点	1993SNA では本分類に含まれていた定型保証機関を保険会社へ移管。各分類に位置付けられていた金融持株会社（子会社の管理を行う場合）を本分類に移管。
我が国の例	証券取引所、外為ブローカー、預金保険機構、子会社の管理を行う金融持株会社（例えば、〇〇フィナンシャルグループなど） など

部門名	専属金融機関と貸金業
定義	専属金融機関と貸金業は、金融サービスを提供する制度単位であるが、資産または負債のいずれかのほとんどが公開金融市場で取引されないものを指す。ここに含まれるのは、限られた単位のグループ（子会社など）内でのみ取引をする実体、または、同一の持株会社の子会社内で取引をする実体、または、ひとつのスポンサーが提供する実体である。（パラ 4.113-114） 但し、専属保険会社は、「保険会社」に含まれる。（パラ 4.115）
1993SNA からの変更点	新設 保険会社・年金基金を除くその他金融仲介機関より分離。1993SNA では各分類に位置付けられていた金融持株会社（子会社の資産を保有するのみで管理活動を行わない場合）は、本分類に移管。

¹² 証券会社においてはディーリング業務の比率が高いことから、本部門に計上。

¹³ 取引した金融資産と負債の経済的所有権を保有するような機関は、リスクを負っていることから「保険会社・年金基金を除く金融仲介機関」に含まれる。

我が国の例 ¹⁴	地方公共団体金融機構、日本高速道路保有・債務返済機構など公的金融機関で金融仲介を行うもののうち、運用または調達のいずれかにおいて一般政府や公的企業の特定グループのみとほとんどの取引を行うもの
---------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------

部門名	保険会社
定義	保険会社は、その主要な機能が生命、事故、疾病、火災その他様々の保険を個別制度単位やそのグループに供給することである、法人、相互会社その他の実体、またはその他の保険会社に対して再保険サービスを同様の提供する実体である。専属保険、つまり、その所有者のみにサービスを提供する保険会社も含まれる。預金保険業者、預金保証業者 ¹⁵ 、その他標準的保証の発行者で、別個の実体であり、保険料を請求して準備金を保有することなど、保険業者と類似の活動をする場合は、保険会社に分類される。(パラ 4.115)
1993SNAからの変更点	年金基金と分割 定型保証機関は金融補助機関から移管。このほか 1993SNA では金融持株会社の一部は、本分類に位置付けられるものがあつたが、子会社の管理活動を行っているかどうかで金融補助機関または専属金融機関と貸金業に移管
我が国の例	生命保険会社、損害保険会社、再保険会社、定型保証機関（課題 E04）、共済保険、かんぽ生命、地震再保険特別会計 など

部門名	年金基金
定義	年金負債は、雇主または政府が、退職後の所得を提供する社会保険制度に加入するよう家計のメンバーに対して義務付けたり、勧めたりすることにより生じる。社会保険制度は、雇主または政府によって組織され、また被用者に代わって保険会社によって組織化されることがある。あるいは、年金の支払と配分に使用する資産の保有と管理を行うための別個の制度単位が設立されることもある。年金基金内訳部門に格付けされるのは、この最後のタイプの、それを創設した単位とは別個の制度単位であるような社会保険年金基金だけである。(パラ 4.116)
1993SNAからの変更点	保険会社と分割 1993SNA から大きな変更なし
我が国の例	確定拠出型企業年金基金、確定給付型企業年金基金、厚生年金基金、勤労者退職金共済機構、中小企業基盤整備機構（小規模企業共済勘定） など

¹⁴ 運用面（貸出や出資）において特定グループのみと取引を行うものとして、地方公共団体金融機構や日本高速道路保有・債務返済機構などが該当する。また、調達面については、民間からの調達（財投機関債や政府保証債等の国の信用に依拠した調達の場合も含む）が全くなく、財政投融资特別会計を含む国からの借入や出資のみを原資として貸出を行う金融機関を含める。

¹⁵ ここでいう預金保険や保証は小口のもの。預金保険機構は銀行等が加盟する大口の保証であることから、個別保証とみなせる。また、同機構には数年前まで責任準備金がなく、保険業者と同様の活動をしているとはみなせなかった。

参考2 金融機関の内訳部門の比較（現行 JSNA と 1993SNA）

現行 JSNA における内訳部門	1993SNA の内訳部門
中央銀行	中央銀行
預金取扱機関	その他の預金取扱機関
国内銀行	
中小企業金融機関等	
農林水産金融機関	
在日外銀	
合同運用信託	
保険・年金基金を除くその他の金融仲介機関	保険会社・年金基金を除くその他の金融仲介機関
公社債投信	
株式投信	
ファイナンス会社	
債券流動化にかかる特別目的会社・信託	
ディーラー・ブローカー	
非仲介型金融機関	金融補助機関
保険・年金基金	保険会社・年金基金
保険	
生命保険	
非生命保険	
共済保険	
年金基金	
企業年金	
その他年金	

(※) 現行 JSNA では、中央銀行を除く公的金融機関については、「預金取扱機関」や「非仲介型金融機関」に含まれる機関数が少ないことから、こうした分類ではなく、「保険会社・年金基金を除く金融仲介機関」（さらに、内訳として「融資特別会計」と「政府金融機関等」と「保険・年金基金」という分類で表章している。

参考3 2008SNAを踏まえたJSNAにおける金融機関の内訳部門分類案

2008SNAを踏まえたJSNAの内訳部門の案と、現行資金循環統計における対応項目、各部門に含まれる主な機関等は以下のとおり。

JSNAでの部門名(案) [2008SNAにおける名称]	現行資金循環統計における 対応項目	我が国における例
中央銀行[中央銀行]	中央銀行	日本銀行
預金取扱機関 [中央銀行以外の 預金取扱機関]	銀行等	国内銀行(信託銀行の銀行勘定を含む) 外国の銀行の支店
		農林中央金庫、信用農業協同組合連合会、農業協同組合、信用漁業協同組合連合会、漁業協同組合 信金中央金庫、信用金庫、商工組合中央金庫、全国信用協同組合連合会、信用組合、労働金庫連合会、 労働金庫、 ゆうちょ銀行
	合同運用信託	
マネーマカト・ファンド [MMF]	公社債投信(うちMMF・MRF)	マネー・マネジメント・ファンド、マネー・リザーブ・ファンド
その他の投資信託 [非MMF]	公社債投信(MMF・MRFを除く)	中期国債ファンド、長期公社債投信
	株式投信	株式投資信託、ファンド・オブ・ファンズ
専属金融機関 [専属金融機関と貸金業]	政府系金融機関等の一部	日本高速道路保有・債務返済機構、地方公共団体金融機構
保険 [保険会社]	生命保険	民間生命保険会社、 かんぽ生命
	損害保険	地震再保険特別会計、農林漁業信用基金(信用保険)、日本政策金融公庫(中小企業信用保険) 民間損害保険会社、定型保証機関(全国信用保証協会等)
	共済保険	全国共済農業協同組合連合会、全国共済水産協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会、 労働者共済生活協同組合連合会
年金基金 [年金基金]	企業年金	厚生年金基金、確定拠出年金(企業型)、確定給付企業年金
	その他年金	確定拠出年金(個人型)、国民年金基金、 勤労退職者共済機構、中小企業基盤整備機構(小規模共済)
その他の金融仲介機関 [保険会社・年金基金を除く その他の金融仲介機関]	ファイナンス会社	貸金業法上の貸金業者、証券金融会社、整理回収機構、ベンチャーキャピタル
	特別目的会社・信託	資産流動化法に基づく特定目的会社
	ディーラー・ブローカー	証券会社
	財政融資資金	財政融資特別会計(財政融資資金勘定)
非仲介型金融機関 [金融補助機関]	政府系金融機関等の一部	日本政策投資銀行、住宅金融支援機構、国際協力銀行
	非仲介型金融機関	証券取引所・金融商品取引所、外為ブローカー、銀行等保有株式取得機構(一般勘定)、外為証拠金 取扱業者、 預金保険機構 、金融特殊会社

* **赤字**のものは公的金融機関を示している。公的金融機関の公表形式は今後検討する。

* * 上記は、「資金循環統計の解説」(2010年7月)の部門の一覧、日本銀行「2008SNAを踏まえた資金循環統計の見直し方針-ご意見のお願い-」(2013年10月17日)を参考に作成。

【E13】金融資産の分類の改定

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
貨幣用金及び SDR ← 貨幣用金 ¹ SDR ²	貨幣用金及び SDR
現金通貨及び預金 ← 現金通貨 通貨性預金 インターバンク・ポジション ³ その他の通貨性預金 その他の預金	現金通貨及び預金 現金通貨 通貨性預金 その他の預金
債務証券 ← 短期 長期	株式以外の証券 短期 長期
貸出／借入（※） ← 短期 長期	貸出／借入 短期 長期
持分及び投資信託持分 ← 持分 上場株式 非上場株式 その他の持分 投資信託持分 MMF 持分 その他の投資信託持分	株式及びその他の持分
保険・年金及び定型保証 ← 非生命保険技術準備金 生命保険及び年金保険受給権 年金受給権 ⁴ 年金基金の年金管理者に対する請求権 ⁵ 定型保証支払引当金 ⁶	保険技術準備金 生命保険及び年金準備金 生命保険準備金 年金準備金 未経過保険料及び支払備金
金融派生商品及び雇用者ストックオプション ← 金融派生商品 オプション フォワード 雇用者ストックオプション ⁷	金融派生商品（*） オプション フォワード

1 E09 の項参照。
2 E10 の項参照。
3 E11 の項参照。
4 E15 の項参照。
5 E15 の項参照。
6 E04 の項参照。
7 E02 の項参照。

<p>その他の受取債権／支払債務 ←</p> <p>売掛金／買掛金及び前払金／前受金 その他の受取債権／支払債務</p> <p>※貸出に関しては、メモ項目として、ノン・パフォーマンス 貸付の名目価値と市場（公正）価値を記録⁸。</p> <p>直接投資をメモ項目として掲載。</p>	<p>その他の受取債権／支払債務</p> <p>売掛金／買掛金及び前払金／前受金 その他の受取債権／支払債務</p> <p>*金融派生商品は1993SNA マニュアル公表時点 では「株式以外の証券」に位置付けられてい たが、2000年のマニュアル一部改正において 独立表章することが勧告。 直接投資をメモ項目として掲載。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



<p>① 2008SNA への対応で求められる事項（勧告概要の項目名で記載）</p> <p>(a) 「株式以外の証券」を「債務証券」に名称変更するとともに、投資信託持分は当該項目から「持分及び投資信託持分」に移管。</p> <p>(b) 「株式及びその他の持分」を「持分及び投資信託持分」に名称変更するとともに、株式について上場・非上場等に分割計上する。投資信託持分を明示的に表章するとともに、「MMF 持分」と「その他の投資信託持分」に分割計上する。</p> <p>(c) 「保険技術準備金」を「保険・年金及び定型保証」に名称変更するとともに、「未経過保険料及び支払備金」について、非生命保険分は「非生命保険技術準備金」⁹（項目としては新設）、生命保険分は「生命保険及び年金保険受給権」（「生命保険準備金」を名称変更）に分割計上する。</p> <p>(d) その他の変更については、勧告 E02（雇用者ストックオプション）、E03（ノン・パフォーマンス貸付）、E04（定型保証）、E09（貨幣用金）、E10（SDR）、E11（インターバンク・ポジション）、E15（年金受給権）の項を参照。</p> <p>② GDP への影響（概念上）</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融資産の内訳項目を変更するという意味においては影響なし。各論はそれぞれ勧告の項を参照

2. 現行 JSNA での取り扱い

- 現行 JSNA は資金循環統計と整合的に推計されており、1993SNA との関係は参考 1 のとおり。
- 2008SNA で新たに勧告されている事項（名称変更を除く）のうち、上記(b)に関して、投資信託受益証券は「株式以外の証券」の内訳項目として表章している。

3. 検討の方向性

- 次回基準改定における対応の考え方（案）

<○：2008SNA 勧告に沿って対応する（一部）>

- 2. のとおり、現行 JSNA では、本勧告の一部については既に対応済である。また、2016 年を目途とする資金循環統計の改定における 2008SNA への対応の在り方を踏まえ、これと整合的に、可能な限り本勧告に沿った金融資産の分類・表章を行うことを検討¹⁰（参考

⁸ E03 の項参照。

⁹ 定型保証に係る未経過保証料については、本分類ではなく「定型保証支払引当金」に含まれる扱い（E04 の項参照）。

¹⁰ このほか、現在、「現金・預金」の内訳として表章している「財政融資資金預託金（資金運用部預託金）」について、資金循環統計の扱いとの整合性をとり、「その他の金融資産・負債」に分類替えする（資金循環統計では、マネーストック統計との整合性の観点から M3 までに含まれるものを「現金・預金」の内訳に含めており、財政融資資金預託金は「その他の金融資産・負債」に含めている）。

2)。具体的には、以下の方向で検討。

－上記(a)に関しては対応。

－上記(b)に関しては一部（下記参照）対応。

－上記(c)に関しては対応。また、現行 JSNA で「年金準備金」¹¹に計上している雇用関連ではない個人年金を「年金受給権」ではなく「生命保険・年金保険受給権」に移管。

－その他の変更については、勧告 E02（雇用者ストックオプション）、E03（ノン・パフォーマンス貸付）、E04（定型保証）、E09（貨幣用金）、E10（SDR）、E11（インターバンク・ポジション）、E15（年金受給権）の項を参照。

・対応を見送る方向であるものは以下のとおり（1993SNA の勧告も含む）（参考 2）。

－債務証券、貸出・借入における「長期」「短期」の分類（理由：2008SNA ないし 1993SNA で必要とされる当初満期別データが存在しないため）。

－投資信託持分の内訳としての「MMF 持分」と「その他の投資信託持分」の区分（理由：資産側（保有部門）の情報が存在しないため）。

－なお、直接投資については、資金循環統計との整合性も踏まえつつ、取扱を引き続き検討する¹²。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

・資金循環統計においては、2016 年を目途に 2008SNA 対応を行う予定であり、上記のとおり概ね 2008SNA 対応後の JSNA と同様の表章形式となる見込み¹³。

・国際収支統計、本邦対外資産負債残高については、2014 年 3 月公表の同年 1 月分より国際収支統計マニュアル第 6 版（BPM6）に準拠する予定であり、現在、財務省・日本銀行において新たな表章の在り方等が検討されている。

<諸外国の導入状況>

・オーストラリア

1993SNA と同じ表章項目となっている。

・カナダ

2008SNA に準拠した表章項目となっている。

・アメリカ¹⁴

アメリカの金融勘定については、NIPA 統計（米国の国民経済計算体系に相当）の改定を受け、2013 年 9 月に改定が行われ、金融資産・負債分類は、以下のようになっている。

外貨準備、SDR、外貨預金、インターバンク・ポジション、現金・当座預金、貯蓄性預金、MMF、債務証券、株式・出資金、投資信託、売掛金・買掛金及び前払金・前受金、生命保険準備金、年金受給権 等。

¹¹ 2008SNA では「年金受給権」に対応。

¹² 現行 JSNA では、資金循環統計との整合性も踏まえつつ、国内から見た「直接投資」の資産側には、対外直接投資として株式資本、再投資収益等が記録されている一方、負債側には株式資本の計数は記録されていない（国内から見た「株式・出資金」の負債側に含まれる扱い）（参考 1 参照）。次回基準改定後の取扱については、例えば、関連する計数表（国民経済計算年報ストック編付表 7 等）の欄外に参考として一国全体の直接投資の負債（対内直接投資）の額を表章すること等を含めて検討する。

¹³ 日本銀行「2008SNA を踏まえた資金循環統計の見直し方針—ご意見のお願い—」（平成 25 年 10 月 17 日）

¹⁴ アメリカでは、FRB が公表する資金循環勘定（Flow of Funds Accounts）が金融勘定（Financial Accounts）へ名称変更されている。ここでは、金融勘定について記載。

参考1 現行 JSNA の金融資産の内訳分類

現行 JSNA の内訳分類	1993SNA に対応していない点
貨幣用金・SDR 貨幣用金 SDR	<ul style="list-style-type: none"> 基礎統計の制約から国内保有分を部門別に分割できない（海外部門には国内部門保有分を負債として計上する一方、国内部門の金融資産には「0.0」を記録（「その他金融資産・負債」の「その他」に計上）。
現金・預金 現金 日銀預け金 政府預金 流動性預金 定期性預金 譲渡性預金 外貨預金 財政融資資金預託金	
貸出・借入 日銀貸出金・借入金 コール 買入・売渡手形 民間金融機関貸出・借入 住宅貸付・借入 消費者信用 その他 公的金融機関貸出金・借入金 うち住宅貸付・借入 非金融部門貸出金・借入金 消費者信用に含まれない割賦債権・債務 現先・債券貸借取引	<ul style="list-style-type: none"> 短期／長期の区分計上を行っていない。
株式以外の証券 国庫短期証券 国債・財融債 地方債 政府関係機関債 金融債 事業債 居住者発行外債 コマーシャル・ペーパー 投資信託受益証券 信託受益権 債権流動化関連商品 抵当証券	<ul style="list-style-type: none"> 短期／長期の区分計上を行っていない 対外証券投資の扱いについて、「その他の金融資産・負債」の項参照。

現行 JSNA の内訳分類	1993SNA に対応していない点
株式・出資金 うち株式	・直接投資の扱いについて「その他の金融資産・負債」の項参照。
金融派生商品 フォワード系 オプション系	
保険・年金準備金 保険準備金 年金準備金	・「年金準備金」に生命保険会社の提供する個人年金保険分を含む。 ・「その他の金融資産・負債」の「未収金・未払金等」に、保険の未経過保険料と支払備金を計上。
その他の金融資産・負債 外貨準備高（貨幣用金・SDR を除く） 預け金・預り金 企業間信用・貿易信用 未収金・未払金等 直接投資 ¹⁵ 株式資本 再投資収益 その他資本 対外証券投資 その他対外債権・債務 その他	・国内から見た「直接投資」、「対外証券投資」の資産側には、それぞれ、対外直接投資（株式資本、再投資収益、その他資本）、非居住者が発行した株式への投資（直接投資に該当しないもの）及び株式以外の証券への投資分が記録（「株式・出資金」や「株式以外の証券」の資産側には含まれず）。 ・国内から見た「直接投資」の負債側には、対内直接投資のうち再投資収益とその他資本分が記録（株式資本分は、国内から見た「株式・出資金」の負債側に含まれる）。国内から見た「対外証券投資」の負債側には数値は計上されていない（当該計数は、国内から見た「株式以外の証券」や「株式・出資金」の負債側に含まれている）。

¹⁵ 1993SNA では、直接投資は「株式・出資金」に記録し、そのうち直接投資にあたる部分をメモ項目として表章することを求めている（2008SNA も同様）。

参考2 JSNA の 2008SNA 対応後の金融資産の新分類 (案)

新分類 (案)	備考	
貨幣用金・SDR	<ul style="list-style-type: none"> 国内保有分の部門分割について、引き続き対応できない (E09、E10 の項参照)。 「その他の金融資産・負債」から SDR の配分・抹消、これによる純累積配分額を移管 (負債側に計上) (E10 の項参照) 	
<table border="1"> <tr><td>貨幣用金</td></tr> <tr><td>SDR 【一部移管】</td></tr> </table>		貨幣用金
貨幣用金		
SDR 【一部移管】		
現金・預金 【一部移管】	<ul style="list-style-type: none"> 財政融資資金預託金を「その他の金融資産・負債」に移管。 	
現金		
日銀預け金		
政府預金		
流動性預金		
定期性預金		
譲渡性預金		
外貨預金		
貸出・借入	<ul style="list-style-type: none"> 現行 JSNA と同様、基礎統計の制約から、短期／長期の区分計上を行わない。 	
日銀貸出金・借入金		
コール		
買入・売渡手形		
民間金融機関貸出・借入		
住宅貸付・借入		
消費者信用		
その他		
公的金融機関貸出金・借入金		
うち住宅貸付・借入		
非金融部門貸出金・借入金		
消費者信用に含まれない割賦債権・債務		
現先・債券貸借取引		
債務証券 【名称変更、一部移管】	<ul style="list-style-type: none"> 大分類項目名を変更。 現行 JSNA と同様、基礎統計の制約から、短期／長期の区分計上を行わない。 投資信託受益証券を「持分・投資信託受益証券」に移管。 特別会計の名称変更に伴い、平成 20 年以降の「国債・財融債」を「国債・財投債」に変更。 	
国庫短期証券		
国債・財投債 【名称変更】		
地方債		
政府関係機関債		
金融債		
事業債		
居住者発行外債		
コマーシャル・ペーパー		
信託受益権		
債権流動化関連商品		
抵当証券		
持分・投資信託受益証券 【名称変更】	<ul style="list-style-type: none"> 大分類項目名を変更。 「持分」の内訳を新たに表章。 「投資信託受益証券」を内訳に含める一方、その内訳分割 (MMF と非 MMF への分割) は基礎統計の制約から行わない。 	
持分 【名称変更】		
上場株式		
非上場株式		
その他の持分		
投資信託受益証券 【移管】		

新分類 (案)	備考		
保険・年金・定型保証 【名称変更】 非生命保険準備金 生命保険・年金保険受給権 年金受給権 年金基金の対年金責任者債権 定型保証支払引当金 【新設】	<ul style="list-style-type: none"> ・大分類項目名を変更。 ・保険関係の未経過保険料と支払備金を「その他の金融資産・負債」から、「非生命保険準備金」ないし「生命保険・年金保険受給権」に移管。 ・「保険準備金」を「非生命保険準備金」と「生命保険・年金保険受給権」に分割 ・「年金準備金」を「年金受給権」に変更 (E15の項参照)。現行「年金準備金」に含まれている生命保険会社の提供する個人年金保険分は、「生命保険・年金保険受給権」に移管。 ・年金基金の対年金責任者債権の相当分を「その他の金融資産・負債」から移管・新設 (E15の項参照)。 ・「定型保証支払引当金」を新設 (E04の項参照)。 		
金融派生商品・雇用者ストックオプション 【名称変更】 フォワード系 オプション系 雇用者ストックオプション 【新設】		<ul style="list-style-type: none"> ・大分類項目名を変更。 ・「雇用者ストックオプション」を新設 (E02の項参照)。 	
その他の金融資産・負債 外貨準備高 (貨幣用金・SDRを除く) 財政融資資金預託金 【移管】 預け金・預り金 【一部移管等】 企業間信用・貿易信用 未収金・未払金等 【一部移管】 直接投資 ¹⁶ 株式資本 再投資収益 その他の資本 対外証券投資 その他対外債権・債務 【一部移管】 その他			<ul style="list-style-type: none"> ・「財政融資資金預託金」を「現金・預金」から移管。 ・通貨当局以外の国内居住者が海外に預けている不特定保管金口座を「その他の対外債権・債務」から「預け金・預り金」に移管するとともに、「預け金・預り金」に通貨当局以外の国内居住者が国内に預けている同口座分を新たに記録 (E08の項参照)。 ・保険関係の未経過保険料と支払備金や、年金基金の対年金責任者債権について、「未収金・未払金等」から「保険・年金・定型保証支払引当金」に移管。 ・「その他対外債権・債務」から SDR の配分・抹消やこれによる純累積配分額 (国内負債側、海外資産側) について、「SDR」に移管 (E10の項参照)。

参考 (金融機関のみ)

- ・インターバンク・ポジション等 (負債側) : E11 の項参照
- ・ノン・パフォーミング貸付の名目価値と公正価値等 : E03 の項参照

¹⁶ 直接投資の取扱については、資金循環統計との整合性も踏まえつつ、国内から見た負債側 (対内直接投資) については、参考系列として表章することを含めて、引き続き検討 (脚注 12 を参照)。

【E15】年金受給権の記録に係る勧告の変更

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<p>・雇用に関連した年金の受給権 (pension entitlement) は、法的強制力が期待される取決めである。年金受給権は、必要な資産が別個に準備されているか否かを問わず、家計に対する債務として扱う。</p> <p><社会保障以外の雇用関連年金制度></p> <p>・<u>確定給付型 (defined benefit) の雇用関連年金制度</u>について、以下のように記録する^{1 2}。</p> <p>① ある期における「<u>雇主の年金負担</u>」は、<u>雇用者が当該期間に獲得した年金受給権 (数理的に算出) の現在価値の増分 (現在勤務増分) に、年金基金による制度運営費用 (以下、「年金制度の手数料」という。) を加え、「家計の現実年金負担」を控除した額とする³。</u></p> <p>② 上記の額と「<u>雇主の現実年金負担</u>」の差は、「<u>雇主の帰属年金負担</u>」として記録し、雇主の現実年金負担とともに雇用者報酬の一部を構成する。</p> <p>③ 当該期に、<u>雇用者⁴の年金受給が一期近づくことによる年金受給権の現在価値の増分 (割引率の巻き戻し分。過去勤務増分) は、「年金受給権に係る投資所得」として年金基金から雇用者に支払われ、同額が雇用者から年金基金に「家計の追加年金負担」として再投資される。</u></p> <p>④ 可処分所得の使用勘定において、社会負担 (「雇主の現実年金負担」、「雇主の帰属年金負担」、「家計の現実年金負担」、「家計の追加年金負担」。年金制度の手数料を控除) と年金給付 (「その他の社会保険年金給付」) の差を「<u>年金受給権の変動調整</u>」 (adjustment for change in pension entitlement) として家計の受取、年金基金の支払に記録。同時に、同額を金融勘定 (フロー) において、「年金受給権」として、家計の金融資産、年金基金の負債として記録。</p> <p>⑤ <u>年金基金の雇用者に対する年金受給権の負債は、金融勘定と貸借対照表に記録される。当該期の年金受給権残高⁵の変動は、上記①の現在勤</u></p>	<p>・積立型の民間年金制度のみ、貸借対照表において、年金準備金を年金基金部門の負債、家計部門の資産に記録する。このため、社会保障制度や、非積立型の雇主年金制度といった多くの年金制度については、金融資産・負債の認識につながらない。また、認識された年金債務は、利用可能な資金に限定され、雇用者の制度に対する請求権によっては決定されない。</p> <p>・確定給付型と確定拠出型の区別なく、年金に係る雇主の社会負担は、雇主が実際に年金基金に払い込む金額である。</p> <p>・可処分所得の使用勘定において、社会負担 (雇主と雇用者の負担) と社会給付の差を「年金基金年金準備金の変動」として家計の受取、年金基金の支払に記録。同時に、同額を金融勘定 (フロー) において、「年金準備金」として家計の金融資産、年金基金の負債として記録。</p> <p>・年金基金部門の負債として年金準備金残高については、積立型の民間年金制度についてのみ、年金基金部門の運用資産残高と同額を記録。</p>

¹ 2008SNA における社会保障以外の雇用関連年金制度に係るフロー勘定の記録方法の概略については参考 1 参照。

² なお、2008SNA マニュアルにおける確定拠出型年金の取扱については、表章項目名の変更を除いて 1993SNA から変更はない。

³ 2008SNA マニュアルにおいて、現在勤務増分は、雇用者の将来の賃金・俸給の増加が最終的な年金給付に与える影響を考慮せず、雇用者の期待寿命のみを考慮して、数理的に決定されたとしている。

⁴ 将来年金給付を支払うことになる現存の雇用者に加え、将来年金の受給権を持つ元雇用者を含む。

⁵ 年金受給権残高は、確定給付型の場合、雇用者の勤務年数や期待寿命、割引率等から数理的に計算される。なお

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<p>務増分（増加要因）、上記③の過去勤務増分（増加要因）、年金給付支払額（減少要因）、その他（増減要因）からなる。</p> <p>⑥ <u>年金基金と雇主企業の関係に応じて⁶、年金債務のうち年金資産で賄われない積立不足分は、年金基金の雇主企業に対する債権（「年金基金の対年金管理者請求権」）となる</u></p> <p>＜社会保障＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会保障制度を通じて一般政府により提供される年金にかかる受給権の記録は、各国に柔軟性がある⁷。しかし、年金の包括的な分析に必要な情報として、<u>社会保障に係る年金制度の負債とこれに関するフローを示す補足表</u>を提供する。 	



<p>① 2008SNA への対応で求められる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会保障を除く雇用関連の年金制度のうち、確定給付型年金に係る年金受給権や雇主負担等について、本体系において、所得支出勘定や金融勘定、貸借対照表等において上記勧告のとおり記録を行う。 ・社会保障制度を通じた年金については、本体系では上記のような記録をしないが、<u>補足表</u>として、その他の年金制度と同様の記録を行う。 <p>② 主要計数への影響（概念上）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GDP への影響はない（ただし、社会保障制度によらない政府雇用者の年金に係る受給権を上記勧告に則って記録する場合には、雇主の年金負担の変化が、（政府雇用者の）雇員報酬、政府最終消費支出を通じて GDP に影響しうる）。 ・家計貯蓄率の変化要因となる（所得支出勘定における確定給付型の雇用関連年金制度の記録方法の変更により家計貯蓄率に影響がある）。

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・確定給付型の雇用関連年金制度（以下、DB 企業年金）については、一ストック勘定（貸借対照表）においては、平成 17 年基準改定以降、基礎統計である「資金循環統計」⁸と整合的に、年金運用資産に加え、それまで未計上だった積立不足分を認識し、これらの合計を家計の「年金準備金」（資産）、年金基金（金融機関）の「年金準備金」（負債）に含めて記録している。加えて、積立不足分について、年金基金の「未収金・未払金等」（資産）、雇主企業の属する制度部門の「未収金・未払金等」（負債）に含めて記録している。なお、現行 JSNA と資金循環統計においては、積立不足分は、「退職給付に係る会計基準」（以下、退職給付会計基準）⁹に基づく上場企業の財務諸表（連結

確定拠出型の場合は年金基金部門の運用資産が年金受給権残高に該当する。

⁶ 2008SNA マニュアルにおいては、雇主企業が年金制度の条件を決定する立場であり続け、資金不足に対する責任を負う場合、上記のような取扱を行うことを勧告。この場合、雇主企業は「年金管理者」、年金基金は「年金運用者」と位置付けられる。

⁷ 本体系における社会保障制度に係る記録方法については、表章項目名の変更以外は 1993SNA からの実質的な変更はない。

⁸ 現行（2011 年 3 月改定）の資金循環統計における年金準備金の記録方法等については参考 2 を参照。

⁹ 企業会計審議会（1998 年 6 月 16 日）。同基準は、我が国においては 2000 年 4 月 1 日から導入されている。

決算)における退職給付引当金等をもとに推計しており、そのカバレッジには、DB 企業年金分に加え、退職一時金分も含まれている。

以上のように、貸借対照表では、上場企業に限られるものの、DB 企業年金に係る積立不足分を計上しているという意味において、現行 JSNA は 2008SNA に一部対応済である。

- －フロー勘定（所得支出勘定）¹⁰では、1993SNA の勧告に沿って DB 企業年金について、
 - －雇主が現実に支払った掛金を「雇主の自発的現実社会負担」として雇用者報酬の内訳（家計の受取）に、
 - －年金資産の運用収益を年金基金から家計に支払われる財産所得（「保険契約者に帰属する財産所得」の内数）として、かつ、家計から年金基金に支払われる「雇用者の自発的社会負担」の内数として、
 - －DB 企業年金に係る雇主と雇用者の社会負担と社会給付の差額を「年金基金年金準備金の変動」として、家計の受取、年金基金の支払に、
- 記録している。退職一時金については、現行 JSNA の所得支出勘定では現実の支払額を「雇主の帰属社会負担」等として記録している¹¹。
- ・ 社会保障制度を通じた年金（公的年金）については、1993SNA の勧告に沿って、年金準備金を記録していない。

3. 検討の方向性

① 次回基準改定における対応の考え方（案）

<○：2008SNA 勧告に沿って対応（一部）>

- ・ DB 企業年金及び退職一時金¹²について、
 - － 2. のとおり、ストック勘定（貸借対照表）においては、現行 JSNA でも、資金循環統計と整合的に既に本勧告に沿った発生ベースでの年金準備金（年金受給権）について部分的ではあるが捕捉・計上を行っている。ただし、基礎統計である資金循環統計においては、2016 年を目途に行う同統計の改定において、上場企業中心の財務諸表における「退職給付債務」をもとに、一定の仮定に基づく「膨らまし係数」¹³を用いて、非上場企業も含む一国分を推計し、これを「年金受給権」（年金基金の負債、家計の資産）として記録するとともに、積立不足分については年金基金の雇主企業の属する制

¹⁰ フローの金融勘定（資本調達勘定（金融取引））については、「年金準備金」の金融取引については、基礎統計である資金循環統計と同じく、信託銀行等の年金資産の受託機関データから推計される一国分の確定給付企業年金部分の年金資産残高の増減（簿価）から厚生年金基金（年金基金に分類）の「代行返上」を控除したものを集計して、家計の「年金準備金」資産、年金基金の「年金準備金」負債として計上している。また、積立不足分の残高の変動については、資料制約から取引額と調整額に分けることができないため、変動分の全てを調整額（その他の資産量変動勘定）に記録している。

¹¹ 具体的には、雇用者報酬の内訳項目である「雇主の帰属社会負担」として、ある期に企業により現実に支払われた一時金を記録し、家計（雇用者）は同額を社会負担の一部としての「帰属社会負担」として雇主企業の属する制度部門に支払う。他方、雇主企業の属する制度部門から家計に対しては、同額が「無基金雇用者社会給付」として支払われる。

¹² 一般政府部門の雇用者の DB 企業年金や退職一時金については、資料制約上 2008SNA への対応は困難であるため現行 JSNA 通りの扱いを継続し、積立不足分（「年金基金の対年金責任者債権」）は計上しないこととする。

¹³ 日本銀行「2008SNA を踏まえた資金循環統計の見直し方針-ご意見のお願い-」（平成 25 年 10 月 17 日）によれば、企業会計ベースの退職給付債務を一国分の年金受給権に拡張するに当たり、財務諸表データから把握可能な企業会計ベースの年金資産残高（上場企業中心）（A）と、信託銀行等の年金資産の受託機関データから推計される一国分の確定給付企業年金部分の年金資産残高（時価）（B）の比率（B/A）を用いることが検討されている。

度部門に対する「年金基金の対年金責任者債権」¹⁴として記録する予定である。JSNAにおいても、これと整合的な記録を行うことを検討する。

－フロー勘定（所得支出勘定）についても、本勧告に沿って、雇主負担や財産所得の記録を行うことを検討する¹⁵。具体的には、企業会計上の「勤務費用」（現在勤務増分に相当）や「利息費用」（過去勤務増分に相当）等からDB企業年金や退職一時金に係る「雇主の年金負担」や「年金受給権に係る投資所得」を推計するとともに、雇主と家計の年金負担の合計と給付の合計（「その他の社会保険年金給付」）の差額を、「年金受給権の変動調整」として記録する¹⁶等の対応を検討する。¹⁷その際、ストック面と同様、勤務費用や利息費用といった企業会計情報は上場企業中心の財務諸表に限られるため、一定の仮定のもと非上場企業を含む一國分を推計することを検討。

- ・ 公的年金については、基礎情報の制約から、補足表に年金受給権に係る取引や残高等を包括的に記録するという勧告には対応せず、厚生労働省等が5年に1度行う年金財政検証で示される年金債務額（年金受給権残高に相当）を参考情報として掲載することを検討。

② 推計方法、試算値

（試算の考え方）

- ・ ここでは、DB企業年金と退職一時金について、現行JSNAの記録方法から、企業会計のデータを活用し、本勧告に沿った発生主義の記録方法に変更した場合の家計貯蓄率への影響を試算¹⁸。
- ・ 具体的には、家計の所得支出勘定の各項目において、DB企業年金及び退職一時金¹⁹関連部分について、以下のような計算を行う（斜字体は企業会計概念の項目）。

¹⁴ 資金循環統計では、積立不足分について、現行の「未収・未払金」に含めるという扱いから変更し、独立項目として新たな資産分類名（2008SNAの分類名を若干修正）で記録する方向で検討されている。

¹⁵ 2008SNAで勧告されている「年金制度の手数料」の扱いについては引き続き検討することとする。以下の議論では、年金制度の手数料については捨象する。

¹⁶ 資金循環統計においては、2008SNA対応に係る同統計の改定の一環として、JSNAで推計される「年金受給権の変動調整」と整合的になるように「年金受給権」の「取引額」を記録する方向で検討が進められている。この場合、JSNAのフローの金融勘定（資本調達勘定（金融取引））においても同様の記録を行う予定。

¹⁷ JSNAの2008SNA対応における所得支出勘定等の項目変更案については参考3参照。

¹⁸ なお、脚注5で記したように、退職給付会計基準は2000年度から適用されたものであり、それ以前の期間については情報に制約があることに留意が必要。また、ここで試算対象としている2005年度より前の期間（2000～2004年度）について適切な膨らまし比率が利用可能かについて、検討が必要。また、ここでは先述したように、年金制度の手数料については省略している（推計方法は別途検討）。

¹⁹ 退職一時金については、現行JSNAでは脚注11のとおり記録されているが、2008SNAへの対応案では、「雇主の帰属年金負担」の中で、DB企業年金分と合わせて企業会計ベースの計数を計上（家計の雇用者報酬の受取の内訳及び家計から年金基金部門への社会負担の内訳に記録）することを検討。現実には支払われた退職一時金は、やはりDB企業年金に係る年金給付と合わせて、「その他の社会保険年金給付」に計上することを検討。また、現行JSNAでは、退職一時金については、「負担－給付＝年金基金年金準備金の変動」を記録していない（記録した場合でも同額の負担と給付の差なのでゼロ）が、2008SNAへの対応案の下では「負担－給付＝年金受給権の変動調整≠ゼロ」を記録。

(1) 雇主の現実年金負担+雇主の帰属年金負担=勤務費用-家計の現実年金負担

ここで、雇主の現実年金負担=現行 JSNA の「雇主の自発的現実社会負担」(うち DB 企業年金分)

家計の現実年金負担=現行 JSNA の「雇用者の自発的社会負担」から年金基金の運用収益分(現行 JSNA の「保険契約者に帰属する財産所得」の内数で、同額が「雇用者の自発的社会負担」に含まれる)を控除した額²⁰(うち DB 企業年金分)

(2) 家計の追加年金負担=年金受給権に係る投資所得=利息費用

(3) 年金受給権の変動調整=勤務費用+利息費用-その他の社会保険年金給付

ここで、その他の社会保険給付=現行 JSNA の「年金基金による社会給付」+「無基金雇用者社会給付」(うち DB 企業年金、退職一時金分)

- ・ 3. ①にあるとおり、企業会計ベースの勤務費用と利息費用は、上場企業中心の財務諸表からのみ把握可能であり、非上場企業分を含む一国分を推計する必要がある。ここでは、資金循環統計において採用される、企業会計上の退職給付債務(上場企業中心)を一国分の年金受給権(負債)に拡張するための「膨らまし係数」²¹を活用することを検討。

(暫定的な試算結果)²²

- ・ 膨らまし係数に係る一定の仮定の下、DB 企業年金や退職一時金について、本勧告へ対応することによる家計貯蓄率(家計貯蓄/(家計可処分所得+年金受給権の変動調整))への影響を暫定的に試算すると、現行 JSNA に比べて低下する要因となる。

③ 検討課題

- ・ 家計貯蓄率への影響は、「膨らまし係数」に係る一定の前提に大きく依存するものであり、これを含めて推計方法の改善の余地がないか引き続き精査し、JSNA の実物フロー勘定として本勧告に対応するかどうかを慎重に検討する必要がある。
- ・ 仮に対応する場合、その他の課題としては以下がある。
 - 雇用者報酬の一部である雇主の年金負担(現実+帰属)の経済活動別について推計方法を検討する必要がある(財務諸表から勤務費用等の産業別の集計が可能か要検討)。また、雇用者報酬の一部としての雇主の年金負担(現実+帰属)の四半期分割や四半期速報における推計方法についても検討が必要(基礎情報に制約があることから、少なくとも一部の系列については四半期等分、前年値横置き of 仮定を置くなどが一案)
 - 年金受給権の各期末差と年金受給権の資本取引(年金受給権の変動調整)の差額である調整額を、その他の資産量変動勘定と再評価勘定に分割する方法について検討の必要²³(分割が困難なため全額をその他の資産量変動として記録することを検討)。

²⁰ なお、2008SNA においては、年金基金の運用資産から生じる運用収益分は家計に支払われるという扱いにはなっていない。その結果、当該部分は「年金受給権の変動調整」には含まれない。

²¹ 脚注 13 の年金受給権残高の膨らまし係数と同じ(日本銀行「2008SNA を踏まえた資金循環統計の見直し方針-ご意見のお願い-」(平成 25 年 10 月 17 日)より)。

²² 2008SNA 勧告に従った場合の家計貯蓄率への影響の定性的なメカニズムについては、参考 4 参照。

²³ 調整勘定における年金受給権の記録内容については、2008SNA でも具体的な記述は限られている。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

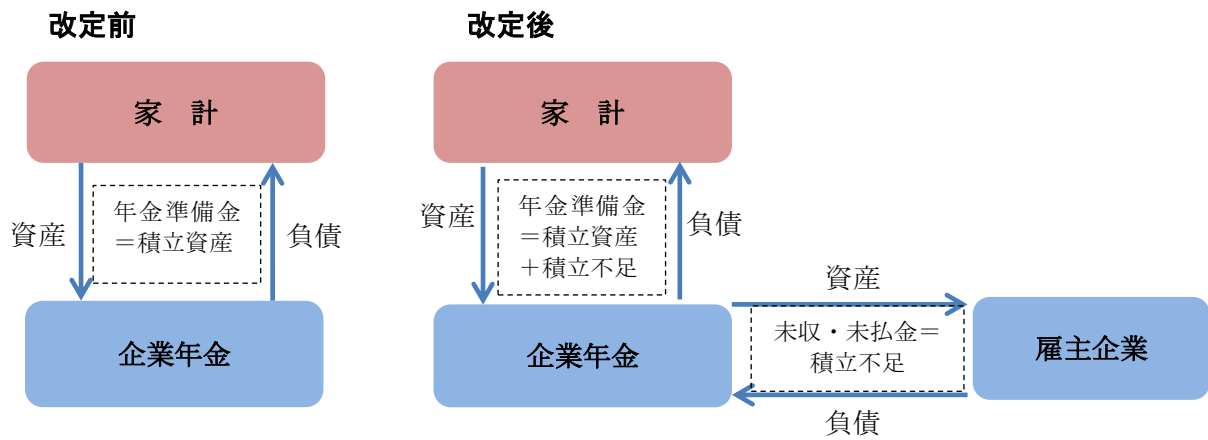
- ・資金循環統計の残高表²⁴においては、2011年3月に行われた遡及改定において、2002年3月末以降を遡及範囲として、企業が従業員に対して支払義務を負っている退職給付債務（確定給付型企業年金及び退職一時金）に係る金融資産・負債のうち、それまで未計上であった、年金運用資産でカバーされない部分（積立不足分）の計上を開始。年金運用資産分と積立不足分の合計が、家計の「年金準備金」（資産）、年金基金の「年金準備金」（負債）として記録されるとともに、積立不足分については、年金基金の「未収・未払金」（資産）、雇主企業（非金融法人企業、金融機関）の「未収・未払金」（負債）として記録。なお、上記積立不足分の増減は、全て調整額として記録。
- ・退職給付会計基準に基づく企業の財務諸表においては、本勧告に関連する指標として、「年金資産」、「退職給付債務」、「勤務費用」、「利息費用」が利用可能である（ただし、財務諸表を公表している主に上場企業の連結決算でのみ利用可能）。

<諸外国の導入状況>

- ・アメリカ
2013年7月に行われたNIPA統計（米国の国民経済計算に相当）の包括改定において、本勧告に対応し、社会保障年金を除く確定給付型年金（企業年金等）について、発生主義に基づく記録を行った。これにより、2007年の家計貯蓄率は1.5%ポイント程度上昇したと試算されている。
- ・オーストラリア
2009年に行った2008SNA導入に伴い、確定給付型の政府雇用者年金について、数理計算に基づく年金受給権や関連するフローの記録を行っている（民間の確定給付型年金は未対応）。
- ・英国
2014年に予定されているESA2010への対応に際して、補足表を含めて本勧告への対応を図る予定。

²⁴ 金融取引表（フロー）や調整表の扱いについては脚注10を参照。

参考 2-1 資金循環統計の遡及改定（2011年3月）におけるDB企業年金等記録方法の変更（残高表）



参考 2-2 資金循環統計におけるDB企業年金等の記録方法変更の影響（残高表）

(2010年3月末時点)

項目名	部門	残高の増減
年金準備金	家計（資産）	約 29.4 兆円の増加
	企業年金（負債）	約 29.4 兆円の増加
未収・未払金	企業年金（資産）	約 29.4 兆円の増加
	民間非金融法人企業（負債）	約 27.1 兆円の増加
	国内銀行（負債）	約 2.2 兆円の増加

（出所）日本銀行「資金循環統計の遡及改定について」（2011年3月23日）より作成。

（注）上記の変更の結果、年金準備金は、従来の年金資産分（約 79 兆円）に 29.4 兆円の積立不足分を加えたもの（約 108 兆円）になっている。

参考3 2008SNA マニュアルを踏まえた JSNA の関連表章項目の変更案
(社会保障を除く雇用関連の年金制度に関係する部分)

勘定名	現行 JSNA (1993SNA ベース)	2008SNA 対応案
第1次所得の配分勘定	雇主の自発的現実社会負担	雇主の現実年金負担 (名称変更)
	保険契約者に帰属する財産所得 (の内数)	雇主の帰属年金負担 (新設) 年金受給権に係る投資所得 (概念・名称変更)
所得の第2次分配勘定	雇用者の自発的社会負担	家計の現実年金負担 (名称変更) 家計の追加年金負担 (新設。年金受給権に係る投資所得と同額)
	年金基金による社会給付	その他の社会保険年金給付 (名称変更)
		年金制度の手数料 ²⁵ (新設)
可処分所得の使用勘定	年金基金年金準備金の変動	年金受給権の変動調整 (概念・名称変更)
金融勘定、貸借対照表	年金準備金	年金受給権 (概念・名称変更)
		年金基金の対年金責任者債権 (未収金・未払金等から分離計上)

(備考) 2008SNA における実物フロー勘定の表章項目との対応 (網掛けが上表右欄と対応する項目²⁶)

雇用者報酬

賃金・俸給
雇主の社会負担
雇主の現実社会負担
雇主の現実年金負担
雇主の現実非年金負担
雇主の帰属社会負担
雇主の帰属年金負担
雇主の帰属非年金負担

財産所得

利子
法人企業の分配所得
配当
準法人企業所得からの引き出し
海外直接投資の再投資収益
投資所得払い
保険契約者に帰属する投資所得
年金受給権に係る投資所得
投資信託投資者に帰属する投資所得
賃貸料

社会負担

雇主の現実社会負担
雇主の現実年金負担
雇主の現実非年金負担
雇主の帰属社会負担
雇主の帰属年金負担
雇主の帰属非年金負担
家計の現実社会負担
家計の現実年金負担
家計の現実非年金負担
家計の追加社会負担
家計の追加年金負担
家計の追加非年金負担
年金制度の手数料 (控除項目)

現物社会移転以外の社会給付

現金による社会保障給付
社会保障年金給付
現金による社会保障非年金給付
その他の社会保険給付
その他の社会保険年金給付
その他の社会保険非年金給付
現金による社会扶助給付

年金受給権の変動調整

²⁵ 年金制度の手数料については、引き続き記録方法について検討する。

²⁶ 2008SNA では社会負担や社会給付について、年金と非年金に区別しているが、ここでは DB 企業年金と退職一時金を合わせて「年金」と位置付けて表章名(案)としている(また、基礎統計上、負担側(企業会計上の勤務費用や利息費用)を DB 企業年金分と退職一時金分に分けることは不可能)。

参考4 2008SNA への対応する場合の家計貯蓄率への定性的影響（概念）

現行 JSNA	家計の支払う社会負担の一部	今回試算（2008SNA ベース）	家計の受け取る雇用者報酬の一部
<p>可処分所得 = 保険契約者に帰属する財産所得 + 年金基金による社会給付 + 雇主の帰属社会負担 - 帰属社会負担 + 無基金雇用者社会給付 + 雇主の自発的現実社会負担 - 雇主の自発的現実社会負担 - 雇用者の自発的社会負担 (*) + その他の取引 (**)</p> <p>= 年金基金による社会給付 + 無基金雇用者社会給付 - (雇用者の自発的社会負担 (*) - 保険契約者に帰属する財産所得) + その他の取引 (**)</p> <p>(*) 保険契約者に帰属する財産所得 (DB 分) を含む (**) DB 以外の年金分を含む</p>		<p>可処分所得 = 年金受給権に係る投資所得 + その他の社会保険年金給付 (※) + 雇主の現実年金負担(※) + 雇主の帰属年金負担(※) - 雇主の現実年金負担(※) - 雇主の帰属年金負担(※) - 家計の現実年金負担 - 家計の追加年金負担(※)(※※) + その他の取引(※※※)</p> <p>= その他の社会保険年金給付(※) - 家計の現実年金負担 + その他の取引 (※※※)</p> <p>(※) 退職一時金分を含む (※※) 年金受給権に係る投資所得と同額 (※※※) DB 以外の年金分を含む</p>	
<p>年金基金年金準備金の変動 = 雇主の自発的現実社会負担 + 雇用者の自発的社会負担 (*) - 年金基金による社会給付 - その他 (注1)</p> <p>(注1) DB 以外の年金分</p>		<p>年金受給権の変動調整 = 雇主の現実年金負担(※) + 雇主の帰属年金負担(※) + 家計の現実年金負担 + 家計の追加年金負担(※) - その他の社会保険年金給付(※) - その他 (注1)</p> <p>(注1) DB 以外の年金分</p>	
<p>可処分所得+年金基金年金準備金の変動 = 無基金雇用者社会給付 + 雇主の自発的現実社会負担 + 保険契約者に帰属する財産所得 + その他の取引 (注2)</p> <p>(注2) その他の取引 (**) から DB 以外の年金関連の受払を除いたもの</p>		<p>可処分所得+年金受給権の変動調整 = 雇主の現実年金負担(※) + 雇主の帰属年金負担(※) + 家計の追加年金負担 (※) + その他の取引 (注2)</p> <p>(注2) その他の取引 (※※※) から DB 以外の年金関連の受払を除いたもの</p>	
<p>家計貯蓄率 = 1 - (消費 / (雇主の自発的現実社会負担 + 無基金雇用者社会給付 + 保険契約者に帰属する財産所得 + その他の取引 (注2)))</p>		<p>家計貯蓄率 = 1 - (消費 / (雇主の現実年金負担 + 雇主の帰属年金負担 + 家計の追加年金負担 + その他の取引 (注2)))</p>	

※その他の取引項目や、家計最終消費支出については新旧で変化しないと仮定。

【E09】貨幣用金と金地金の定義の変更

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱いの概要
<ul style="list-style-type: none"> 貨幣用金は、通貨当局（あるいは通貨当局の実効的な支配下にある他者）が所有権を持ち、<u>金地金（特定保管金口座を含む）と非居住者の提供する不特定保管金口座から構成される</u>。金融資産であり、かつ外貨準備の構成要素として保有されている金だけが貨幣用金に分類される。 金地金（最低 995/1,000 の純度を持つ金貨、金塊、延べ棒）は、通貨当局によって準備資産として保有される場合、対応する見合いの負債が立たない唯一の金融資産となる（計上方法は、参考 1 を参照）¹。 貨幣用金を「貨幣用金及び SDR」の内訳として SDR と別個に表章する。 	<ul style="list-style-type: none"> 貨幣用金を所有するのは、通貨当局または通貨当局の実効的支配の下にある単位である。金融資産であり、かつ外貨準備の構成要素として保有されている金だけが貨幣用金に分類される。 貨幣用金は、最低 995/1,000 の純度を持つ金貨、金塊、延べ棒の形態をとる。貨幣用金は、SDR とともに、負債が立たない資産である。 貨幣用金は「貨幣用金及び SDR」の内数として記録される。

① 2008SNA への対応で求められる事項

- 1993SNA では認識されていなかった不特定保管金口座（通貨当局が外貨準備として保有し、非居住者に預けているもの。以下同じ）を認識し、貨幣用金の定義を拡大する。区別が可能な場合は¹、貨幣用金のうち不特定保管金口座に対応する分のみを海外部門の負債として計上。
- 貨幣用金を「貨幣用金及び SDR」の内訳として SDR と別個に表章する（課題 E10 参照）。

② 主要計数への影響（概念上）

- なし

2. 現行 JSNA での取り扱い

- 現行 JSNA では、フロー編、ストック編の各計数表²において、国内部門の資産側「貨幣用金」（及び上位項目である「貨幣用金・SDR」）の項目には「0.0」を掲載する一方、中央銀行及び中央政府部門の「その他の金融資産・負債」の内訳の「その他」（資産側）にこれらの部門が外貨準備として保有する貨幣用金を含めて計上している³。ただし、貨幣用金の一国合計は把握可能であるため、海外部門の負債側「貨幣用金」（及び「貨幣用金・SDR」）の項目には、国内部門が資産として保有している貨幣用金の額を計上している⁴（参考 2 -

¹ 2008SNA マニュアル上は、貨幣用金のうち不特定保管金口座分については、預け先である海外部門に負債を計上することが概念上必要である。しかし、「機密性の観点から（金地金と不特定保管金口座の）2つのカテゴリーを個別に公表することは不可能であるかもしれない」（パラ 17.240）と書かれており、海外部門の負債（＝貨幣用金のうち不特定保管口座分）の計上は必須ではないと解釈できる。

² ただし、ストック編付表 6「対外資産・負債残高」には、貨幣用金の国内保有額の一国計が資産として計上されている。

³ 基礎統計上、貨幣用金等の外貨準備の保有部門は特定できず、中央政府と中央銀行のそれぞれが保有する SDR、貨幣用金、IMF リザーブポジションの合計値のみ把握が可能であり、この額が両部門の「その他」に含めて計上されている。

⁴ ストック編付表 7「金融資産・負債の残高」においては、一国の貨幣用金合計額を海外部門の負債側の「貨幣用金」に計上しており、各年度末の残高（10 億円単位）は、2,282.1（2007 年度末）、2,216.7（2008 年度末）、2,559.7

1)。

- ・現行 JSNA における貨幣用金の範囲については、基礎資料である「外貨準備等の状況」（財務省）と整合的であり、同統計に含まれる外貨準備としての金の範囲は 2008SNA と整合的である。このため、不特定保管金口座についても、同統計の外貨準備としての「金」、並びに JSNA の「貨幣用金」に計上されている。

3. 検討の方向性

- ・次回基準改定における対応の考え方（案）

<○：2008SNA 勧告に沿って対応する（一部）>

- ・2. のとおり、現行 JSNA では既に、不特定保管金口座を含めた貨幣用金が、国内部門の金融資産として記録されている。ただし、現行 JSNA では、国内部門の保有する貨幣用金の見合い額の全額を海外部門の負債に計上していたが、2008SNA の勧告を踏まえ、この計上を取り止める。その際、基礎資料において、貨幣用金を金地金（特定保管金口座を含む）と不特定保管金口座に分割することができないため、不特定保管金口座分についても合わせて海外部門の負債への記録を行わない。
- ・一方、貨幣用金を計上する資産項目については、基礎統計の制約から、保有部門（中央銀行、中央政府）ごとの保有額が把握できないことから、現行 JSNA と同様に、保有部門の「その他」に含める扱いとする。⁵

4. その他の留意事項

<基礎統計等における扱い>

- ・「外貨準備等の状況」（財務省）は 2008SNA と同じ基準で作成されており⁶、同統計上の外貨準備としての「金」には不特定保管金口座が含まれている。ただし、（金地金と不特定保管金口座の）2つのカテゴリーに分割した公表とはなっていない。
- ・国際収支統計と本邦対外資産負債残高統計において、概念としては 2008SNA と整合的であるが、貨幣用金は「外貨準備」の中に含まれ、それ単独の計数は公表されていない。
- ・資金循環統計も概念としては 2008SNA と整合的であるが、「貨幣用金」という単独の表章項目は存在せず、中央政府と中央銀行の「その他対外債権債務」（資産）の「うち金・SDR 等」（資産）という項目に貨幣用金、SDR、IMF リザーブポジションの合計値が計上されている。

<諸外国の導入状況>

- ・オーストラリア

貨幣用金の定義は勧告と同じである一方、国内の国際投資ポジション統計との整合性を図る観点から、貨幣用金について、海外部門の負債を擬制している。

（2009 年度末）、2,932.8（2010 年度末）、3,360.8（2011 年度末）。

⁵ これと合わせて、現行 JSNA では中央銀行と中央政府の貨幣用金の資産側が「0.0」となっているが次回基準改定では「－」と記録を改めることを検討（また海外部門の「貨幣用金」の負債が立たなくなることから、やはり「－」とする）（参考 2-2 参照）。なお、国内部門の保有する貨幣用金を他の資産と併せて「その他」に記録するという扱いを継続し、かつ、海外部門の負債側の「貨幣用金」への計上を取り止めた場合、フロー編付表 25 やストック編付表 7 において貨幣用金の国内合計額が公表されなくなる。このため、両表の欄外に参考系列として貨幣用金の国内部門保有合計額を計上する（参考 2-1、参考 2-2 も併せて参照）。

⁶ 「外貨準備等の状況」は、“International Reserves and Foreign Currency Liquidity: Guidelines for a Data Template”（IMF 作成）に準拠して作成されている。このガイドラインは、「国際収支マニュアル第 6 版（BPM6）」に準拠しており、2008SNA と同様の計上方法となっている。

参考1 2008SNA マニュアルにおける貨幣用金の計上方法

(例) 100のうち80が金地金、20が不特定保管金口座の場合

	国内部門		海外部門	
	資産	負債	資産	負債
貨幣用金	100	—	—	20

注1 概念上、上記のように記録することが必要であるが、網掛け部分については困難であれば表章の必要はない。

注2 あくまで2008SNA 勧告における貨幣用金の計上方法を示すものであり、これにしばられるものではなく、今後のJSNAにおける計上方法を示したのではない。

参考2-1 現行JSNAにおける貨幣用金の計上方法

	国内部門			海外部門	
	資産		負債	資産	負債
	中央銀行	中央政府			
貨幣用金	0.0	0.0	0.0	0.0	X+Y
...
その他	X+Z	Y+W

注 X、Yはそれぞれ中央銀行保有、中央政府保有の貨幣用金、
Z、Wはそれぞれ中央銀行保有、中央政府保有のその他の資産（SDRとIMFリザーブポジションを表す）。

参考2-2 JSNAの2008SNA対応案における貨幣用金の計上方法

	国内部門			海外部門	
	資産		負債	資産	負債
	中央銀行	中央政府			
貨幣用金	—	—	—	—	—
...
その他	X+Z	Y+W

(参考) 国内の貨幣用金の資産残高は△年末○（※X+Yの合計値を10億円単位で表記）。

- ・上記の各表は、国民経済計算年報ストック編付表7「金融資産・負債の残高」のイメージで作成。

【E10】特別引出権（SDR）の負債の認識

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<ul style="list-style-type: none"> 国際通貨基金 (IMF) が発行する特別引出権 (SDR) について、<u>SDR を保有する国の資産、制度参加国全体に対する請求権として扱う</u> (当該国以外の制度参加国を集合的に示すものとして<u>海外部門の負債に見合いの額を記録</u>)。 国内部門の資産側には、ストックとして SDR 保有残高 (SDR Holdings) を記録する。SDR の保有残高は、他の制度参加国との間の売買 (邦貨・外貨と SDR の交換等) や IMF からの SDR の配分・抹消により増減し、それらによる増減は金融取引 (フロー) として記録する。一方、<u>国内部門の負債側には、フローでは SDR の配分・抹消、ストックでは当該期までに受けた SDR の配分・抹消の純累積額である SDR 純累積配分額 (SDR Net cumulative allocation) を記録する</u>¹。 <u>SDR を「貨幣用金・SDR」の内訳として貨幣用金と別個に表章する</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> SDR は、貨幣用金とともに、相当する負債のない金融資産である (海外部門の SDR 項目には資産、負債とも何も記録しない)。 SDR の配分及び抹消は、金融取引ではなく、その他の資産量変動勘定で記録する (国内部門の負債への計上は勧告されていない)。 SDR は「貨幣用金・SDR」の内数として記録される。



① 2008SNA への対応で求められる事項

- 国内の SDR 制度参加者が含まれる部門 (中央銀行、中央政府) の「SDR」(負債) に、ストックとしては当該期までの SDR の配分・抹消の結果としての純累積配分額を、フローとしては当該期における SDR の配分・抹消額を記録する (1993SNA では国内部門の負債は、ストック、フローともに計数を計上しない)。
- IMF からの SDR の配分・抹消による国内部門が保有する「SDR」(資産) 残高の増減は、金融取引として記録する (1993SNA では調整勘定 (その他の資産量変動勘定) に計上)。
- ストック、フローともに、海外部門 (自国以外の制度参加国) の「SDR」の資産、負債それぞれに、国内部門の「SDR」の負債、資産とそれぞれ見合いの額を計上する (1993SNA では、海外部門の資産、負債は、ストック、フローともに計数を計上しない)。
- SDR を「貨幣用金・SDR」の内訳として貨幣用金と別個に表章する。

② 主要計数への影響 (概念上)

- なし

2. 現行 JSNA での取り扱い

- 国内部門の SDR の資産側計数の記録
国内部門の SDR の資産側は、金融関連の計数表 (フロー編付表 25・ストック編付表 7 等) では、フロー・ストックとも以下のように記録している²。
— 基礎統計の制約から、「SDR」(資産) (及び上位項目の「貨幣用金・SDR」) の項目には

¹ 国内部門の「SDR」(負債) の見合い額を海外部門の「SDR」(資産) に記録することも必要。

² ただし、ストック編付表 6「対外資産・負債残高」には、SDR の国内保有額の一国計が資産として計上されている。

「0.0」を掲載する一方、中央銀行及び中央政府の「その他の金融資産」の内訳の「その他」（資産）にこれらの部門が保有する SDR を含めて計上している³。IMF による SDR の配分・抹消⁴に伴う国内部門の SDR 保有額の増減を金融取引として中央政府の「その他」（資産）に含めて計上している。

—また、これと見合いの額が、海外部門の「SDR」（負債）の項目に計上されている。

・国内部門の SDR の負債側計数の記録

国内部門の SDR 負債側は、金融関連の計数表（フロー編付表 25・ストック編付表 7 等）では、以下のように記録している。

—フローでは、IMF による SDR の配分・抹消額が中央政府の「その他対外債権・債務」（負債）に、ストックでは純累積配分額が中央政府の「その他対外債権・債務」（負債）にそれぞれ含めて計上されている。⁵

—また、それぞれ、これと見合いの額が、海外部門の「その他対外債権・債務」（資産）に含めて計上されている。

3. 検討の方向性

・次回基準改定における対応の考え方（案）

<●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている（一部）>

・上記 2. のとおり、現行 JSNA においては、国内部門の SDR の資産・負債及び、これと見合いの海外部門の SDR の負債・資産を記録しているという点では 2008SNA の勧告に対応済と整理できる。

・フローの SDR の配分・抹消（ストックでは純累積配分額⁶）については、中央政府の「SDR」（負債）に計上し、その見合いの額を海外部門の「SDR」（資産）に計上する（現行 JSNA における計上項目である「その他対外債権・債務」から移管）。

・一方、中央政府と中央銀行ともに SDR を保有しうするため、SDR 保有額（国内部門の資産）については部門分割が必要となるが、基礎資料の制約から引き続き困難である。このため、国内部門の保有する SDR は保有部門の「その他」（資産）に他の保有資産⁷と合わせて計上し、見合いの負債は海外部門の「SDR」（負債）に計上するという現行 JSNA の取扱いを継続する。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

・国際収支統計、本邦対外資産負債残高統計において、SDR の我が国及び海外の資産・負債への計上に関しては、2008SNA と整合的である。ただし、国際収支マニュアル第 6 版 (BPM6) と整合的な記録方法を採用しているため SDR の我が国資産は「外貨準備」の中に含まれており、我が国負債は公的部門の「その他投資（うち長期の雑投資）」（負債）の中に含まれており、「SDR」としての表章はなされていない。

³ E09 の貨幣用金と同様、基礎資料上、SDR の保有部門は特定できない（中央政府、中央銀行それぞれが保有する SDR、貨幣用金、IMF リザーブポジションの合計値のみが把握）。

⁴ IMF による SDR の配分については 2009 年に約 30 年ぶりに行われた。

⁵ 2009 年の SDR 配分に際して、IMF から各国に対して、国際収支統計（及び対外資産負債残高）における SDR の記録方法について、2008SNA やこれと整合的な国際収支マニュアル第 6 版 (BPM6) を踏まえ SDR の配分・抹消を金融取引（フロー）記録するとともに、純累積配分額を負債残高（ストック）に記録するよう要請があり、我が国の国際収支統計等においてもこれに合わせた記録方法の変更が行われた（2009 年第 3 四半期以降）。JSNA においてもこれらの基礎統計と整合的な記録方法となっている。

⁶ 各年度末の中央政府の「SDR」（負債）残高（10 億円単位）は、146（2007 年度末）、131（2008 年度末）、1,740（2009 年度末）、1,614（2010 年度末）、1,564（2011 年度末）となる。

⁷ 貨幣用金、IMF リザーブポジション。

- ・資金循環統計においても概念としては 2008SNA と整合的であるが、「SDR」という単独の表章項目は存在せず、中央政府と中央銀行の「その他対外債権債務」（資産）の「うち金・SDR 等」（資産）という項目に貨幣用金、SDR、IMF リザーブポジションの合計値が計上されている。

<諸外国の導入状況>

- ・オーストラリア

本勧告に対応している。SDR の配分（負債に記録）は中央政府に、SDR の資産は中央銀行（Reserve Bank of Australia）に計上され、見合の額が海外部門の資産および負債に計上される。

(参考)

「特別引出権(SDR)の負債の認識に係る記録方法(赤字が、2008SNA対応によるJSNA記録方法の変更点)

・ストック X:SDR保有額、Y:SDRの純累積配分額、【記録される金融資産項目／制度部門】

		国内部門		海外部門	
		資産	負債	資産	負債
国連マニュアル	1993SNA	X 【SDR／保有部門】	0	0	0
	2008SNA	X 【SDR／保有部門】	Y 【SDR／国内の制度参加者】	Y 【SDR／海外】	X 【SDR／海外】
JSNA	現行JSNA	X 【その他／中央銀行、中央政府】	Y 【その他対外債権・債務 ／中央政府】	Y 【その他対外債権・債務 ／海外】	X 【SDR／海外】
	2008SNA対応案	X 【その他／中央銀行、中央政府】	Y 【SDR／中央政府】	Y 【SDR／海外】	X 【SDR／海外】

(注)「国内の制度参加者」は、SDRの制度に参加しており、IMFよりSDRの配分を受入れた国内部門のこと。我が国では中央政府が該当する。

・フロー A:他の制度参加国との売買取引(例:SDRと外貨との交換)、B:IMFによるSDRの配分・抹消、【記録される金融資産項目／制度部門】

		国内部門		海外部門	
		資産	負債	資産	負債
国連マニュアル	1993SNA	A 【SDR／保有部門】	0	0	0
	2008SNA	A+B 【SDR／保有部門】	B 【SDR／国内の制度参加者】	B 【SDR／海外】	A+B 【SDR／海外】
JSNA	現行JSNA	A+B 【その他／中央銀行、中央政府】	B 【その他対外債権・債務 ／中央政府】	B 【その他対外債権・債務 ／海外】	A+B 【SDR／海外】
	2008SNA対応案	A+B 【その他／中央銀行、中央政府】	B 【SDR／中央政府】	B 【SDR／海外】	A+B 【SDR／海外】

【E08】不特定保管金口座を金融資産・負債として扱う

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱いの概要
<ul style="list-style-type: none"> 不特定保管金口座を金融資産及び負債として扱う。具体的には、<u>外貨預金として扱う</u>。 ※不特定保管金口座は、特定保管金口座と異なり、口座保有者が金そのものへの権利を持たないが、金建てでの請求権を与えるものとされる（パラ 11.60） ※不特定保管金口座を通貨当局が保有する場合は、貨幣用金として扱われる（勧告 E09 参照）。 	<ul style="list-style-type: none"> 不特定保管金口座の取扱いに関する明示的な指針はない。



① 2008SNA への対応で求められる事項

- 不特定保管金口座について、新たに金融資産及び負債として扱う。資産項目としては、通貨当局が保有する場合は「貨幣用金」に分類され、その他の場合外貨預金として、「現金及び預金」の「その他預金」に分類される¹。

② 主要計数への影響（概念上）

- なし

2. 現行 JSNA での取り扱い

- 現行 JSNA において、資金循環統計と整合的に、通貨当局²以外の我が国居住者が海外に預けている不特定保管金口座は「その他対外債権・債務」³に含まれている。一方、国内に預けられている不特定保管金口座については記録されていない。

3. 検討の方向性

- 次回基準改定における対応の考え方（案）

<○：2008SNA 勧告に沿って対応する（一部）>

- 通貨当局以外の我が国の居住者が海外に預けている不特定保管金口座については、基礎統計である資金循環統計において、2016 年を目途とする 2008SNA 対応後、同計数を海外部門の「その他対外債権債務」（負債）から「預け金」⁴（負債）に移管することを検討中であり⁵、JSNA においてもこれに沿った対応となる。
- また、国内に預けられている不特定保管金口座については、資金循環統計において、2016 年を目途とする 2008SNA 対応の一環として新たに、決算公告や有価証券報告書で把握可能な会社分を家計の「預け金」（資産）、民間非金融法人企業の「預け金」（負債）⁶に計上する方針であり、JSNA でも同様の扱いとなる予定。なお、2012 年度末の不特定保管金口

¹ 2008SNA マニュアルによれば、特定保管金口座は、通貨当局が保有する場合は「貨幣用金」、その他の場合は「貴重品」（非金融資産）として扱う。

² 通貨当局が保有する場合は勧告 E09 を参照。この課題では通貨当局以外について取り扱う。

³ 金融資産分類「その他の金融資産・負債」の内訳項目。

⁴ 資金循環統計の「預け金」と、JSNA の「その他の金融資産・負債」の内訳である「預け金・預り金」は同じ項目である。

⁵ 資産保有部門については引き続き検討。

⁶ 銀行が金の保管を民間非金融法人企業に委託しているケースもあるが、家計が直接民間非金融法人企業と取引を行っているのみならず記録する。

座残高は約 5,300 億円と試算される。

- ・なお、前述のとおり、不特定保管金口座は「外貨預金」としては計上しない方針であるが、これは日本銀行の「マネーストック統計」における預金の範囲との整合性を踏まえたものである。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・国際収支マニュアル第5版（BPM5）に基づく国際収支統計、本邦対外資産負債残高統計においては、通貨当局以外の我が国の居住者が海外に預けている不特定保管金口座は同統計の「現預金⁷」項目に計上（国際収支統計は2010年1月分取引より、本邦対外資産負債残高統計は2009年末残高より）⁸。こうした扱いは、2014年1月分より予定されているBPM6準拠後も同様。
- ・資金循環統計において、通貨当局以外の我が国の居住者が海外に預けている不特定保管金口座（国際収支統計の「現預金」に計上している部分）は「その他対外債権債務」に計上している。2016年を目途に行われる同統計の2008SNA対応において、これを「預け金」に移管することを検討中。一方、国内に預けられている不特定保管金口座については、上述のとおり、現行では記録されていないが、新たに「預け金」に計上する方向で検討中。

⁷ 国際収支統計および本邦対外資産負債残高統計の「現預金」の項目に計上される。ただし、邦貨建てと外貨建ての区分は公表されていない。

⁸ それ以前は、国際収支統計においては「仲介貿易・その他貿易関連」（経常収支）、及び「雑投資・短期」のうち「投資用金」（資本収支）に計上されていた。また本邦対外資産負債残高統計においては、投資用金は雑投資に計上されていた。

【E05】 指数連動型債務証券の扱いの精緻化**1. 勧告の概要**

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<p>・クーポンか元本、あるいはその両方が特定の指数に連動して決定される債務証券に係る利子受払の記録方法について、以下のようにケース分け（参考1）¹。</p> <p>① <u>クーポンのみが指数に連動する場合（指数の種類に拠らない）</u> クーポンのみが同指数に連動する場合、指数の種類に拠らず連動後のクーポン支払の全額を「利子」として記録。</p> <p>② <u>広範なベースの指数（例 消費者物価指数）に連動する場合</u></p> <p>(i) <u>元本のみが同指数に連動する場合、各期中の同指数の変動に伴う元本の増減を各期の「利子」として記録する²。</u> ※利子を償還までの期間で通算すると正しい利子（実際の償還価額と発行価額の差）が計上できるが、期によってマイナスの利子も発生しうる。</p> <p>(ii) <u>クーポンと元本の両方が同指数に連動する場合は、利子は①と②(i)の合計として計算。</u></p> <p>③ <u>狭く定義された指数と連動する場合³</u> 元本のみ、またはクーポンと元本の両方が同指数に連動する場合、<u>発生利子額は、証券発行時の想定利回りで固定して計測（証券発行時に予想された債務者の総支払額（予想された償還価額＋予想されたクーポン総額）と発行価額の差から計算）。</u> <u>同指数の変動により、この固定された利子の経路から乖離した支払がなされる場合は、この乖離分は「保有利得・損失」として扱う。</u> ※想定利回りは証券発行時点で決まるので、証券発行時に予想された債務者の総支払額と実際の総支払額が異なる場合正しい利子は記録されない一方、利子がマイナスになることはない。</p>	<p>・クーポンか元本、あるいは両方が特定の指数に連動して決定される債券等の証券に係る利子受払の記録については、指数の種類に拠らず、①クーポンが連動する場合は、連動後のクーポン支払の全額を「利子」として記録、②元本が連動する場合、各期中の指数の変動に伴う元本の増減を各期の「利子」として記録する。</p>

**① 2008SNA への対応で求められる事項**

- ・2008SNA では、1993SNA が指数連動債務証券の利子の記録方法を指数の種類にかかわらず一律に扱っていたのに対し、クーポンや元本が連動する指数が、消費者物価指数のような広範なベースの指数である場合と、狭い範囲の指標に連動する場合に分け、関連する取引フローや再評価を記録。
- ・ただし、クーポンと元本の両方が外国通貨に連動するものは、この勧告の対象外である

¹ クーポンと元本の両方が、外国通貨価値に連動するものは、例外的な扱いとなる（課題 E06 参照）。

² 本勧告に係る記述には明示されていないが、債務証券が割引発行された場合の割引額は利子に含まれる。

³ 2008SNA マニュアルにおいては、指数連動型債務証券の取得の動機が、保有利得の獲得を含む場合には、③のような処理を行うことが望ましい（指数の変動による部分は保有利得・損失として扱う）としている。

(課題 E06 で報告)。

② 主要計数への影響 (概念上)

- ・政府純貸出／純借入および家計貯蓄率の増減要因

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・現行 JSNA の所得支出勘定においては、指数連動型債務証券⁴に係る利子の支払及び受取は、各種の基礎統計に基づき (参考 2) のように推計されており、一部の場合 (例えば、①クーポンのみが指数に連動する債務証券に係る利子の受払、②企業会計基準に基づく財務諸表を用いた推計を行っている民間金融機関等の物価連動国債の受取利子 (一部のケースのみ⁵) を除いて、1993SNA ないし 2008SNA 勧告に沿った計上は行っていない。
— 例えば、一般政府の物価連動国債は、2008SNA 勧告で言う「クーポンと元本の両方が広範な指数に連動する債務証券」であるが、これに係る支払利子については、基礎資料である国の決算書等と同様、クーポンに係る利子のみを記録しており、指数の連動による元本の変動は利子として記録していない⁶。
- ・現行 JSNA の金融勘定においては、基礎統計である資金循環統計と整合的に、指数連動型債務証券の金融取引は、額面ベースの残高の当期末残高と前期末残高の差額として推計しており、指数の変動による元本の増減は再評価勘定に記録されている。つまり、2008SNA 勧告に沿った計上は行っていない。

3. 検討の方向性

- ・次回基準改定における対応の考え方 (案)

<× : 2008SNA 勧告に沿った対応は不可>

(1) クーポンのみが指数連動するもの

- ・ 2. (及び参考 2) のとおり、現行 JSNA においても、クーポンのみが指数連動する債務証券の場合については、指数連動後のクーポンが利子の受払として記録されているという点で、2008SNA 勧告に対応している。

(2) 元本のみ、または元本とクーポンの両方が広い範囲の指数に連動するもの

- ・元本部分が広範な指数に連動する債務証券 (我が国の場合、現状では物価連動国債 (クーポンと元本の両方が広範な指数に連動) が大部分を占める) について、指数連動による元本の変動分を利子として記録するという 2008SNA 勧告への対応は、所得支出勘定、金融勘定⁷ともに、基礎資料の制約から困難であり、対応を見送る。
— 具体的には、物価連動国債や物価連動公営企業債券に係る一般政府や公的金融機関の支払利子のうち、指数変動による元本の変動分自体を把握ないし推計することは可能

⁴ 我が国で発行されている指数連動型債務証券で本勧告に該当するものとしては、国 (中央政府) や地方公共団体金融機関 (公的金融機関) の発行する物価連動国債や物価連動公営企業債券が考えられる。地方公共団体金融機関の物価連動公営企業債券 (財投機関債、平成 17 年に 400 億円発行) は、物価連動国債と同様のもの (物価連動第 1 回公営企業債券は第 3 回物価連動国債、物価連動第 2 回公営企業債券は第 4 回物価連動国債と同じ扱い)。同機構の財務諸表では、通常の債券と同様に発行差金とクーポンを利子に計上しており、2008SNA で求められている処理とは異なる。

⁵ 企業会計基準によれば、物価連動国債の取得価額と取得時における指数連動後の元本が一致しているケースのみ、2008SNA の扱いと整合的である。一方、一致していないケースでは、その差に関する処理の点で 2008SNA の扱いとは異なる。

⁶ なお、物価連動国債等が割引発行された場合は、発行差金は発行年度の利子に計上。

⁷ 基礎統計である資金循環統計においては、2016 年を目途とする同統計の改定後も、本勧告には対応しない方針である (日本銀行「2008SNA を踏まえた資金循環統計の見直し方針—ご意見のお願い—」(平成 25 年 10 月 17 日))。

であるものの、受取側、つまり、物価連動国債の保有部門に関する情報⁸がないことから利子の受取部門の制度部門分割が困難である。

(参考情報：2008SNA 勧告に則った物価連動国債の支払利子に係るデータ)

- ・物価連動国債の消費者物価指数に連動した想定元金額（各期の物価変動に応じた増減後の元本）の増減は、「国の財務書類」（財務省）から年度ベースで得ることができる⁹。2004年度～2011年度の同計数を見ると、▲0.1兆円から+0.1兆円程度で推移しており、2007年度と2009年度は相対的に大きな金額となったが、これは当時の物価連動国債残高が大きかったことに加え、上記2時点について連動先である消費者物価指数（生鮮食品を除く総合指数）の変動が大きかったことが要因。ただし、近年の国債全体の1年間の利払い合計の約10兆円と比べると限定的である。

(3) 元本のみ、または元本とクーポンの両方が狭い範囲の指数に連動

- ・これらの債務証券の具体例としては、現状では海外部門が発行する株価等に連動する証券が多いと考えられるが、海外からの財産所得の受取（海外部門の支払）について、基礎統計である国際収支統計においては2008SNAに沿った記録とはなっていないことから¹⁰、対応は困難。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・資金循環統計においては、上述のとおり2008SNA対応後も、本勧告に対応しない方向で検討中¹¹。
- ・国際収支統計においては、国際収支マニュアル第6版（BPM6）準拠後も本勧告に対応せず、現行と同様に、指数連動型の債務証券の利子には実際に支払われたクーポンのみを計上する。

⁸ ただし、日本銀行の保有分は「日本銀行が保有する国債の銘柄別残高」や決算書から把握できる。また、家計への譲渡が制限されていることから家計は同国債を保有していないことがわかる。

⁹ 「国の財務書類」（一般会計＋特別会計）によると、クーポンを除く物価連動国債の利子は▲49億円（2004年度）、+24億円（2005年度）、▲9億円（2006年度）、+605億円（2007年度）、▲49億円（2008年度）、▲927億円（2009年度）、▲49億円（2010年度）、+133億円（2011年度）。

¹⁰ 2014年1月分から予定されている国際収支統計の国際収支マニュアル第6版（BPM6）以降後も同様。

¹¹ 日本銀行「2008SNAを踏まえた資金循環統計の見直し方針—ご意見のお願い—」（平成25年10月17日）。

(参考 1) 2008SNA 勧告における指数連動型債務証券に係る利子の取扱い

指数の 対象	指数の 種類	広い範囲のもの	狭い範囲のもの (外国通貨を除く)	外国通貨
クーパーンのみ	(計上方法 A) クーパーン支払のみが指数連動する場合、指数連動に伴う全額は、クーパーンが対象とする期間に発生する利子として扱う。(パラ 17.276)			
元本のみ	(計上方法 B) ¹² 期中の指数変動に伴う元本の増減を各期の利子として記録する。つまり、各期の利子を償還までの期間で通算すると正しい利子 (実際の償還価額と発行価額の差) が計上できるが、期によってマイナスの利子が計上される。(パラ 17.277(a)、17.278)	(計上方法 C) 利子は、証券発行時の想定利回りで固定して計測 (証券発行時に予想された償還価額と発行価額の差から計算)。指数の動きにより、この固定された利子の経路から乖離した支払がなされる場合は、この乖離分を「保有利得・損失」として扱う ¹³ 。 証券発行時に予想された償還価額と実際の償還価額が異なる場合、正しい利子 (最終的な償還価額と発行価額の差) が計上できないが、一方で、利子がマイナスになることはない。(パラ 17.277(b)、パラ 17.278)		
クーパーンと元本の両方	(計上方法 A) と (計上方法 B) の利子を合算する (パラ 17.280)。	(計上方法 C) と同じ (ただし、想定利回りの計測の際は、証券発行時に予想された債務者の総支払額 (償還価額 + クーパーン総額) を用いる)。(パラ 17.280)	クーパーン支払は (計上方法 A) と同じ。為替相場等に連動した元本の増減は、保有利得・損失として記録する (E06 の項参照)。(パラ 17.281)	

¹² 本勧告に係る記述には明示されていないが、債務証券が割引発行された場合の割引額は利子に含まれる。

¹³ 指数に連動しないクーパーンの支払がある場合には、それは利子として扱う。

(参考2) 現行 JSNA における部門別の支払利子と受取利子の記録方法

	支払	受取 (注4)
一般政府	<p>例1：物価連動国債に係る支払利子 ・基礎統計は決算書。支払利子として連動後のクーポン分のみを記録（割引発行時は額面からの割引額を発行年度の支払利子に計上） ⇒物価連動国債は、クーポンと元本の両方が広範な指数に連動する債務証券であり、指数変動による元本の増減部分の記録については 2008SNA 勧告に対応していない。</p> <p>例2：地方政府発行の指数連動型の地方債（注1）¹⁴に係る支払利子 ・基礎統計は地方財政統計。支払利子としてはクーポンを記録（割引発行時は額面からの割引額を発行年度の支払利子に計上）。 ⇒指数連動型の地方債でクーポンのみが指数連動するものに係る支払利子の記録については、2008SNA 勧告に対応している。</p>	<p>例：物価連動国債に係る受取利子 ・基礎統計は決算書。決算書ではクーポン分のみを記録 ⇒物価連動国債等のクーポンと元本の両方が広範な指数に連動する債務証券については、元本連動部分の記録は 2008SNA 勧告に対応していない。 ※クーポンのみが指数連動する債務証券に係る受取利子は 2008SNA 勧告に対応。</p>
民間金融機関	<p>(把握できる事例はない) (注2)</p>	<p>例：物価連動国債等に係る受取利子 ・基礎統計は企業会計基準に基づく財務諸表。 ⇒物価連動国債については一部のケース¹⁵のみ、2008SNA 勧告に沿った記録がなされている。</p>
公的金融機関	<p>例：物価連動公営企業債券（地方公共団体金融機関が発行）に係る支払利子 ・基礎統計は同機関の財務諸表。支払利子としてクーポンのみを記録（割引発行時は、額面からの割引額を各年度の支払利子に計上）。 ⇒物価連動公営企業債券は、クーポンと元本の両方が広範な指数に連動する債務証券であり、元本連動部分の記録については 2008SNA 勧告に対応していない。</p>	<p>例：物価連動国債に係る受取利子¹⁶ ・基礎統計は各機関の財務諸表。 ⇒財務諸表が企業会計基準に基づく場合、物価連動国債については、一部のケース¹⁵のみ 2008SNA 勧告に沿った記録がなされている。 ⇒企業会計基準に基づかない場合、クーポン分のみ記録されており、物価連動国債については 2008SNA に沿った記録がなされていない。</p>
非金融法人企業、家計	<p>(把握できる事例はない) (注2)</p>	<p>例：物価連動国債等に係る受取利子 ・一国合計の受取利子から上記部門を控除した残差として推計。 ⇒結果として、クーポンのみが指数連動する債務証券を除いて、原則 2008SNA 勧告に沿った記録はなされていない。</p>
海外	<p>例：海外政府発行の物価連動国債、株価や外国為替相場等に連動する債券（注3）に係る支払利子 ・基礎統計は国際収支統計。クーポンのみが利子として記録。 ⇒クーポンのみが指数連動する債務証券以外は 2008SNA 勧告に対応していない。</p>	<p>例：日本の発行する物価連動国債等に係る受取利子 ・基礎統計は国際収支統計。クーポンのみが利子として記録。 ⇒クーポンのみが指数連動する債務証券以外は 2008SNA 勧告に対応していない。</p>

¹⁴ 例として、大阪府が金利（6か月 Tibor や Libor）に連動した地方債、新潟県が長短金利や為替に連動した地方債を発行しているケースがある。これらはいずれもクーポンのみが変動するものである。なお、総務省によるとデリバティブを組み込んだ地方債の平成 21 年 2 月までの累積発行額はおよそ 4,200 億円。

¹⁵ 物価連動国債の取得価額と取得時における指数連動後の元本が一致しているケース。

¹⁶ 中央銀行については、物価連動国債を満期保有目的有価証券（企業会計基準ではその他有価証券）とみなした処理を行っており、通常の国債と同じく、クーポン（及び発行差金）のみを計上している。このため、2008SNA の処理方法とは異なる。

- (注1) 地方政府発行の指数連動型の地方債は、実例を見たところ 2008SNA 勧告のうち「クーポンのみが指数連動する債務証券」に該当。
- (注2) 民間金融機関と非金融法人企業について、EDINET（金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム）の国内法人が提出した有価証券報告書を対象に検索したところ、「指数等の情報」で情報を開示している法人はなかった。海外法人については、複数の法人が「指数等の情報」を開示している。
- (注3) 株価や外国為替相場等に連動する債券は、「クーポン及び元本の両方が狭い指数に連動する債務証券」等に該当。
- (注4) 狭い範囲の指数（株価や外国為替相場）に元本のみ、または元本とクーポンの両方が連動するものは、企業会計基準によれば、元本の増減は利子には含まれない扱いとなり、2008SNA 勧告には対応していない扱いとなる。

【E06】外国通貨に連動する債務証券の扱いの変更

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱いの概要
<ul style="list-style-type: none"> ・クーポンと元本の両方が外国通貨に連動するような債務証券は、外国通貨建ての証券であるかのように分類し、取り扱う。 ・利子は、当該債務証券が使用する外貨建てで当該期間中に発生し、平均為替レートで国内通貨建てに転換される。残高も、国際投資ポジションで債務証券全体の国内通貨価値を決定するために使用した期末為替レートで評価する。為替レートの動きまたは利子率の変化による債務証券の市場価値の変動は再評価として扱う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・為替レートの変動に起因する外国通貨建ての債務証券の元本(国内通貨換算)の変化は、保有利得・損失として扱う一方、外国通貨に連動した債務証券の場合は、他の指数連動証券と同様、こうした変化は利子として扱う。

① 2008SNA への対応で求められる事項

- ・1993SNA において外国通貨建ての債務証券とは異なる記録方法がなされていた外国通貨に連動する債務証券について、同様の取扱いを行うよう変更する。具体的には、為替レートの変動に起因する外国通貨連動債務証券の元本の変動は、利子（及び利子の再投資に伴う金融取引）として記録せず、再評価勘定に記録することが求められる¹。一方、為替レートの変動に起因する同証券の（連動後の）クーポンは、利子として記録する。

② GDP への影響（概念上）

- ・政府純貸出／純借入および家計貯蓄率の増減要因。

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・本勧告で言う債務証券（クーポンと元本の両方が外国通貨に連動する債務証券）のうち把握可能な事例として、我が国の場合、海外の公社が発行するユーロ円債が想定される²。これについて、現行 JSNA の実物フロー勘定（所得支出勘定）においては、基礎統計である国際収支統計や資金循環統計と同様、利子には連動後のクーポンのみが記録され、また、金融面のフロー、ストックの勘定においては為替レートの変動による元本の増減は金融取引ではなく調整勘定（再評価勘定）に記録されている³。

3. 検討の方向性

- ・次回基準改定における対応の考え方（案）

<●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている>

- ・2. のとおり、クーポンと元本の両方が外国通貨に連動する債務証券については、把握可能なものについて、2008SNA 勧告と整合的な記録を行っており、この取扱いを継続する。

¹ 期中の指数による元本の変動の結果は、期末の残高に反映される。このため、同変動を金融取引に記録しない場合、（債務証券の）元本の変動は調整勘定（うち再評価勘定）に記録される。

² 近年では北欧の公社が新興国通貨価値に連動した債券を発行している例がある。日本国内では、海外で発行されたユーロ円債を金融商品取引業者が取得し国内で個人投資家向けに売り出す仕組債があるが、この部分のみを集計した基礎データは存在しない。

³ 金融面の勘定は資金循環統計を基礎統計として推計している。同統計の推計において国際収支統計を利用していることから、本勧告における債務証券の扱いは国際収支統計の扱いに準じている。

【E03】ノン・パフォーミング貸付の扱いの精緻化

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱いの概要
<ul style="list-style-type: none"> ・ノン・パフォーミング貸付¹は、主勘定においては名目価値（残存元本の額面価額）で記録²し、利子は貸付が返済されるまで、もしくは、元本が償却されるまで発生していると記録する。 ・その上で、<u>債権者の貸借対照表のメモ項目として、ノン・パフォーミング貸付に係る①未収利息を含む残存元本の額面価額、及び②これらの貸付の市場価値を記載する。</u> ・市場価値相当額は公正価格により近似される。公正価格は、類似資産の取引事例、キャッシュ・フローの現在価値、もしくは債権者の貸借対照表価額の、いずれかから推計する。これが不可能な場合、次善の策として、名目価値から期待損失を控除した値を記録する（パラ 13.67）。また、ノン・パフォーミング貸付に係る利子の受取を利子の「うち」として記録することも有益としている（パラ 11.130）。 ・上記メモ項目は、金融機関と一般政府は標準的な項目とみなされるが、それ以外の制度部門や海外については重要なもののみ記録する（パラ 13.68）。 <p>（なお、本課題は金融取引には影響しない）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付について名目価値で記録する（ノン・パフォーミング貸付の記録法についての指針は示されていない）。 ・延滞利子そのものについて別項目を立てる必要はないが、延滞利子が重要である場合にはメモ項目として記録することが有益であるかもしれないとしている（パラ 11.101）。



① 2008SNA への対応で求められる事項

- ・明確化されたノン・パフォーミング貸付の定義と記録方法を踏まえ、債権者部門の主勘定に貸付の名目価値を記録し、メモ項目として欄外に、ノン・パフォーミング貸付に係る①未収利息を含む残存元本の額面価額と、②これらの貸付の市場価値（または公正価値）を記載する。
- ・上記メモ項目は、金融機関と一般政府以外の債権者部門については重要なもののみ記録する。

② GDP への影響（概念上）

- ・なし

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・現行 JSNA においては、民間金融機関（一部金融機関を除く）の貸出について、公正価値

¹ 2008SNA マニュアルにおいては、ノン・パフォーミング貸付の一般的な定義として、「①利子や元本の支払が90日以上滞っている貸付か、②90日以上分の利子額が資本化、追加融資または合意により支払が猶予されている貸付、または、③延滞が90日未満であるが破産手続き申請がなされるなど返済が全額は行われないと疑うに足る状況にある貸付」が示されている（パラ 13.66）。ただし、各国の慣行にしたがって分類することも認めている。

² 2008SNA マニュアル上、貸借対照表の貸出に記録されるのは、貸出の元本であり、未収利息は元本に加えることが望ましいとされているが、難しい場合には未収金・未払金としての記録も認めている（パラ 13.62）。

(名目価値から個別貸倒引当金を控除したもの)で記録している。他方、一部の民間金融機関、中央銀行を含む公的金融機関および一般政府の貸出については名目価値で記録している³。⁴

- 金融機関および一般政府の受取利子は、決算書や財務諸表等を使用して推計。金融機関については、企業会計基準において記録されないこととなっている、ノン・パフォーミング貸付の一部⁵に係る未収利子を除き、受取利子として記録している。また、国と地方の決算書は現金主義で記録されることから、一般政府のノン・パフォーミング貸付に係る受取利子は記録されていない。

3. 検討の方向性

① 次回基準改定における対応の考え方(案)

<○：2008SNA 勧告に沿って対応する(一部)>

- 2008SNA の勧告に従い、ノン・パフォーミング貸付を含む貸出について、主勘定においては、現行 JSNA の公正価値ではなく、名目価値で記録することとする^{6 7}。
- ノン・パフォーミング貸付に係るメモ項目については、「リスク管理債権」(参考1)と個別貸倒引当金⁸の把握が可能な金融機関(民間、公的)のみを対象⁹とし、以下のとおり記録する(参考3参照)。なお、基礎資料の制約から、メモ項目については年度末残高のみを記録する。
 - ① 名目貸出残高(②、③を把握可能な機関の貸出総額(ノン・パフォーミング貸付以外を含む)について集計)
 - ② ノン・パフォーミング貸付の名目価値(「リスク管理債権」の残高)
 - ③ ノン・パフォーミング貸付の公正価値(②から個別貸倒引当金¹⁰を控除したもの)
- 一般政府の貸出については、以下の理由により、ノン・パフォーミング貸付に係るメモ項目を記録しない。
 - 中央政府については、「国の財務書類」の貸付に係る貸倒引当金が僅少であり、またそのうちの個別貸倒引当金を把握できない。また、独立行政法人等(中央政府に分類される機関)についても一機関¹¹を除きノン・パフォーミング貸付はほとんど存在しない。

³ このほか、現行 JSNA では、海外や公的非金融法人企業からの貸出については名目価値で記録している。また、民間非金融法人企業の貸出は「四半期別法人企業統計調査」の記録法に準じており、同調査では、貸倒引当金を控除した金額が計上されていると考えられる。なお、現行 JSNA 上、貸出を公正価値で記録している部分については、これに対応する借入(債務者側)も公正価値で計上されている。

⁴ なお、現行 JSNA では、基礎統計である資金循環統計と同様、貸出残高を名目価値、公正価値のどちらの基準で記録した場合においても、未収利息は貸出残高ではなく、「その他の金融資産・負債」の内訳項目である「未収金・未払金等」の残高に計上されている。

⁵ 「リスク管理債権」の類型のうち「破綻先債権」と「延滞債権」にあたる貸出は、元本は償却されていないものの、(企業会計基準により)未収利子が記録されない。

⁶ 民間非金融法人企業の貸出は、基礎統計である「四半期別法人企業統計調査」の記録法に準じた扱いを継続。

⁷ なお、貸出(及び後述するノンパフォーミング貸付)の名目価値を記録する際、基礎資料の制約上、未収利息は計上されない扱いとなる(現行 JSNA と同様、未収利息は「その他の金融資産・負債」の内訳項目である「未収金・未払金」の残高に含まれる扱い。脚注4参照)。

⁸ 個別貸倒引当金は貸倒引当金の一部。その定義等については参考2を参照。

⁹ 金融機関以外は、「リスク管理債権」などの公表が必要ないことから、ノン・パフォーミング貸付の把握ができない。

¹⁰ ノン・パフォーミング貸付に係る貸倒引当金は、個別貸倒引当金となるため(一般貸倒引当金はパフォーミング貸付に係るものも存在する)。

¹¹ 独立行政法人等(中央政府に分類)については、中小企業基盤整備機構の一般勘定のみが該当し、2011年度末の事業貸付金+求償権(6,974億円)のうち破産更生債権等にあたるものが582億円(うち、破産更生債権等に係る貸倒引当金が493億円)。

- ー 地方政府および社会保障基金については、貸倒引当金の把握ができないものが多い。
- ・ ノン・パフォーミング貸付に係る未収利子については、基礎資料の制約から、現行と同様、民間金融機関分の一部を除いて記録しない。

② 推計方法、試算

- ・ 民間金融機関について、リスク管理債権と個別貸倒引当金の把握が可能なものとして、預金取扱機関と保険会社（うち生命保険会社および損害保険会社）を対象に集計。預金取扱機関と保険会社¹²について、2011年度末のノン・パフォーミング貸付の名目価値（リスク管理債権）は18.6兆円、うち公正価値は14.2兆円。
- ・ 公的金融機関についても、リスク管理債権と個別貸倒引当金の把握が可能なものを対象とする。ただし、リスク管理債権の把握は可能だが個別貸倒引当金の把握が困難な機関については、「金融再生法に基づく資産査定」における破産更生債権や「自己査定」における破綻先・実質破綻先債権が把握可能な場合、これに対する貸倒引当金を個別貸倒引当金の代わりに使用する¹³。上記の方法で主な公的金融機関¹⁴について集計したところ、2011年度末のノン・パフォーミング貸付の名目価値（リスク管理債権）は5.7兆円、うち公正価値は4.9兆円。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・ 資金循環統計では、現行と同様に、2008SNA 対応後も、主勘定では、「民間金融機関貸出」は一部を除き公正価値で記録し、名目価値を参考系列として公表される予定。また、ノン・パフォーミング貸付のメモ項目については対応する予定はない。
- ・ 本邦対外資産負債残高統計において貸付金は簿価で記録されている。国際収支マニュアル第6版（BPM6）への移行後も変更の予定はない。

<諸外国における対応状況>

- ・ オーストラリア
主勘定においては貸付の公正価値（個別貸倒引当金を控除したもの）を記録しており、名目価値（個別貸倒引当金を含む）については参考表で公表している。

¹² 金融庁、農林水産省、水産庁、生命保険協会のリスク管理債権に関する資料と、損害保険会社各社のディスクロージャー誌の積み上げより試算。

¹³ 「金融再生法に基づく資産査定」における破産更生債権や「自己査定」における破綻先・実質破綻先債権と、「リスク管理債権」の基準は厳密には一致しないが、「金融再生法に基づく資産査定」における破産更生債権や「自己査定」における破綻先・実質破綻先への貸出金に係わる貸倒引当金は、個別貸倒引当金の構成要素となる。

¹⁴ 住宅金融支援機構、日本政策金融公庫、地方公共団体金融機構、日本政策投資銀行、かんぽ生命、国際協力銀行、国際協力機構（有償業務）、日本学生支援機構、福祉医療機構、ゆうちょ銀行、沖縄振興開発金融公庫、日本私立学校振興・共済事業団（助成）、預金保険機構（一部貸出金のみ）。

(参考1) リスク管理債権の定義、類型

リスク管理債権は、以下の4つのタイプの合計額となる。

- ・破綻先債権…未収利息不計上貸出金のうち、更生手続き開始等の事由が生じているもの。
- ・延滞債権 …未収利息不計上貸出金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外のも
- ・3カ月以上延滞債権…元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸出債権（破綻先債権、延滞債権に該当するものを除く）
- ・貸出条件緩和債権 …経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権（上記に該当するものを除く）

(参考2) 貸倒引当金の類型

貸倒引当金は、個別貸倒引当金と一般貸倒引当金からなり、それぞれ下記のように定義される。当課題で個別貸倒引当金のみを対象とするのは、ノン・パフォーミング貸付の貸倒部分を把握するため。また、「金融再生法に基づく資産査定」における破産更生債権や「自己査定」における破綻先・実質破綻先に生じた貸倒引当金は、カバレッジがやや狭い可能性はあるが、個別貸倒引当金とほぼ同一とみなせる。

- ・個別貸倒引当金…貸し倒れに備えて個別債務者ごとに計上する引当金。対象となる債権は、当課題のノン・パフォーミング貸付含まれる。
- ・一般貸倒引当金…パフォーミング貸付（正常債権、要注意先債権）について、債務者区分ごとの過去の貸倒率などに基づき、貸し倒れに備えてその区分の債権全体に対して一括で計上する引当金。

(参考3) 表章の例

表章項目	項目の説明
貸付額(a)	ノン・パフォーミング貸付の把握が可能な金融機関の名目貸付残高総額（ノン・パフォーミング貸付以外を含む）
パフォーミング貸付(b)	(a)－(c)を計上。
ノン・パフォーミング貸付(c)	リスク管理債権(名目価値)を計上。
毀損額(d)	(d)に個別貸倒引当金を計上。
公正価値(e)	(c)－(d)を記録。

上記表は、期末貸借対照表の金融機関の表の下に記載。

【E11】 インターバンク・ポジションの記録

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<ul style="list-style-type: none"> 銀行¹間で行われる預金や貸出・借入について、銀行が行う金融仲介活動とは異なる経済的な意味合いを持つことを踏まえ、これらの取引・資産を「<u>インターバンク・ポジション</u>」として、<u>その他の預金や貸出・借入から分離して記録する。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 銀行間で行われる預金や貸出・借入にかかる指針はない。

① 2008SNA への対応で求められる事項

- 銀行間で行われる預金や貸出・借入を、金融資産・負債の新たな内訳項目「インターバンク・ポジション」として、「通貨性預金」の内訳項目として独立して表章する。

② 主要計数への影響（概念上）

- なし

2. 現行 JSNA での取り扱い

- 現行 JSNA では、基礎統計である資金循環統計と同様、「インターバンク・ポジション」という取引項目は存在せず、預金取扱機関の「現金・預金」や「貸出・借入」に含まれている。
- なお、我が国の場合、2008SNA におけるインターバンク・ポジションに相当するものとしては、コールのうち銀行間取引（インターバンク）分や円デポ取引（銀行間預金市場取引）がある。

3. 検討の方向性

- 次回基準改定における対応の考え方（案）

<○：2008SNA 勧告に沿って対応する（一部）>

- 基礎データの制約により、コール²のうちインターバンク分のみを抜き出すことや、預金取扱機関の金融機関預金³（参考参照）から円デポ取引のみを取り出すことはできない。このため、2008SNA の勧告に厳密に対応することは困難である。
- ただし、資金循環統計において、2016 年を目途に行う改定において、インターバンク・ポジションに相当する計数として、金融機関預金（負債）とコール（負債）の合計値（項目名「金融機関預金・コール」）の公表を検討している。その際、基礎資料の制約から負債側計数のみを参考系列という形で公表する予定。
- これを踏まえ、JSNA においても、資金循環統計における同項目を参考系列として、金融機関の資本調達勘定（金融取引）や貸借対照表の欄外に記載することを検討する（参考 3）。項目名については、厳密には 2008SNA 勧告の範囲とは異なることから、「インターバンク・ポジション等」とする。

¹ 当勧告が記載されるパラ 11.56 によると、「厳密に言えばそうではないが、多くの場合、銀行（Bank）と言う用語は、中央銀行およびその他の預金を受け入れる金融機関に対する同義語として使用される」と記載されており、当勧告の銀行は中央銀行と預金取扱機関を指している。

² コール市場には預金取扱機関以外の金融機関も参加しており、取引相手別の計数は把握できない。

³ 日本銀行の統計において公表されている項目。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・ 3. のとおり、資金循環統計においては、2016年を目途に行う同統計の改定において、金融機関預金（負債）とコール（負債）の合計値である「金融機関預金・コール」をインターバンク・ポジションに相当する計数として、負債側計数のみを参考系列として公表することを検討している。

<諸外国の導入状況>

- ・ オーストラリア
統合ベースで統計を作成しているため、銀行間の預金は存在しない。
- ・ アメリカ
Net Interbank Transactions という項目があるが、通貨当局も含めた様々な債権債務のほかに銀行の持株会社・子会社間の出資に準じた取引や銀行の国内店とオフショア勘定や海外支店との債権債務が含まれる。

(参考1) 金融機関預金について

金融機関預金は銀行経理の勘定科目であるが、日本銀行の「マネースtock統計の解説」（2013年5月版）には下記BOXのように記載されている（一部抜粋）。日本銀行の公表する「預金者別預金」や「預金・現金・貸出金」は、この概念で金融機関預金を把握している。金融機関預金は、円デポ取引以外の預金（預金取扱機関以外からのもの）も含んでおり、2008SNAのインターバンク・ポジションの概念とは合わない。

金融機関預金（非居住者のうち金融機関からの預金も含む）

銀行（外国銀行在日支店、ゆうちょ銀行を含む）、信用金庫および信金中央金庫、労働金庫および同連合会、信用事業を行う農業協同組合および同連合会、信用事業を行う漁業協同組合および同連合会、農林中央金庫、信用協同組合および同連合会、商工組合中央金庫、整理回収機構、保険会社（かんぽ生命保険を含む）、政府関係金融機関（日本銀行＜具体的には日本銀行代理店預け金等＞、日本政策投資銀行、日本政策金融公庫、国際協力銀行、沖縄振興開発金融公庫、地方公共団体金融機構、住宅金融支援機構、郵便貯金・簡易生命保険管理機構）、ならびに上記金融機関の持株会社（日本郵政株式会社を含む）からの預金です。ただし、原子力損害賠償支援機構を含みません。

円デポ取引（銀行間預金市場取引）は金融機関預金に含みます。

(参考2) インターバンク・ポジション等

公表系列で把握可能な国内銀行分のみ試算すると、各年度末の残高は下表のとおり。

(兆円単位)

金融機関	2008	2009	2010	2011	2012
1. 金融機関預金（負債）	13.6	16.8	16.9	13	15.8
2. コール（負債）	21.3	19.3	19.2	20.5	23.7
3. インターバンク・ポジション等 （1 + 2）	34.9	36.1	36.1	33.5	39.5
4. 預金（負債） [参考]	567.7	580.7	597.5	611.2	631.3

*金融機関預金（負債）は、日本銀行「預金者別預金」統計の国内銀行の金融機関預金合計。コール（負債）は日本銀行「資金循環統計」の国内銀行の計数。参考に示した預金（負債）は、日本銀行「資金循環統計」の国内銀行の流動性預金、定期性預金、外貨預金の合計。

(参考3) 「インターバンク・ポジション等」の表章イメージ

例：金融機関の貸借対照表

項 目	○年末
1. 非金融資産 ・・・	
2. 金融資産 ・・・	
期末資産	
3. 負債 ・・・	
4. 正味資産	
期末負債・正味資産	
(参考) インターバンク・ポジション等（負債）	

※このほか、ノンパフォーミング貸付に係る参考計数も表章（勧告 E03 の項参照）

【E02】雇用者ストックオプションの取扱い

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱いの概要
<ul style="list-style-type: none"> ・雇用者ストックオプションを雇用者報酬に含め、それに対応して金融勘定に記録する。 ・具体的には、雇用者ストックオプションの価値は権利付与日の時点で計測する。その価値は、権利確定日における株式の市場価格と行使価格の差額とし、可能ならば、その額を権利付与日から権利確定日までの期間にわたって雇用者報酬に記録するとともに、金融勘定において家計の資産、雇主企業の負債として記録する（不可能であれば権利確定日に記録する。）。 ・雇用者ストックオプションは、権利確定の段階で、金融勘定の「金融派生商品及び雇用者ストックオプション」として計上され、権利行使がなされるまで記録する。権利行使の段階で、「金融派生商品及び雇用者ストックオプション」から「株式」に振り替える。 ・権利確定日以降の価値の変化は¹、雇用者の保有利得・損失として、再評価勘定に記録。 <p>※2008SNA マニュアルにおいて、雇用者ストックオプションとは、「所与の日付（権利付与日（grant date））になされる取決めであり、定められた日付（権利確定日（vesting date））またはその後一定の期間内（権利行使期間（exercise period））のいずれかにおいて、雇用者が雇主企業の株式について所与の株数を予め定められた価格（行使価格（strike price））で購入することができるもの」と位置付けられている。</p>	<p>（雇用者ストックオプションの取扱いに関する指針はない）</p>



① 2008SNA への対応で求められる事項

- ・新たに雇用者ストックオプションの価値を捕捉し、実物勘定において雇用者報酬の一部として記録するとともに、金融勘定の「金融派生商品及び雇用者ストックオプション」（「金融派生商品」から名称変更）等に計上する。

② 主要計数への影響（概念上）

- ・GDP への影響はない（雇用者報酬の増加分は、営業余剰の減少で相殺）。
- ・家計貯蓄率については、家計可処分所得の増加を通じた上昇要因。

2. 現行 JSNA での取扱い

- ・現行 JSNA では、雇用者ストックオプションについては、捕捉・計上を行っていない。

¹ 権利付与日と権利確定日の間の価値の変化については、2008SNA マニュアルでは、原則としては雇用者報酬に記録するとされている一方、実務上は、その間の株式の市場価格と行使価格の差の変動は再評価勘定に記録するとされている（パラ 17.393）。

3. 検討の方向性

① 次期基準改定における対応の考え方（案）

<○：2008SNA 勧告に沿って対応する（一部）>

- ・2008SNA マニュアルに沿って、雇用者ストックオプションの価値を新たに捕捉し、雇用者報酬の一部として計上するとともに、これに対応して金融勘定（資本調達勘定（金融取引）及び貸借対照表）にも計上する。その際、金融勘定では、（オプションが行使可能な状態に至っていない）権利付与から権利確定前までについては資産項目「その他」²として、（オプションが行使可能な状態にある）権利確定後については資産項目「雇用者ストックオプション」³として計上する。
- ・ただし、雇用者ストックオプションの価値の変化を再評価勘定へ計上するとの勧告については、企業会計基準においてストックオプションの公正価値が変動した場合も新株予約権の計上額は変更しない扱いとされているなど、基礎データに制約があることから対応を見送る⁴。

② 推計方法、試算値

- ・雇用者ストックオプションに関する基礎データは必ずしも十分ではないため、企業の財務諸表における雇用者ストックオプションに係る残高データ（新株予約権）をもとに、一定のモデルケース（標準的な雇用者ストックオプション取引）を想定したうえで、フローの雇用者報酬の計数等を推計する。
- ・具体的には、財務省「法人企業統計調査」における「新株予約権」⁵（負債及び純資産側）残高の計数を用いて、雇用者報酬分の抽出（新規付与額（フロー）の特定）や、金融勘定における「その他」と「雇用者ストックオプション」の推計を行う⁶。
- ・暫定的な試算結果：雇用者報酬への影響は+0.01～0.02%程度。家計貯蓄率の押上げ要因はほぼゼロ。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・資金循環統計においては、2016年3月に行われる改定において、上記と整合的な形で、本勧告に対応する方向で検討を行っている。

² 資産分類「その他の金融資産・負債」の内訳。

³ 資産分類「金融派生商品及び雇用者ストックオプション」（現行JSNAの「金融派生商品」から名称変更）の内訳。

⁴ 「その他」や「雇用者ストックオプション」の期末残高の変動のうち、取引額ではない部分は全て「調整勘定」のうち「その他の資産量変動勘定」に記録する。

⁵ 企業は雇用者ストックオプションを付与する場合、その公正価値を算定し費用計上するが、その額が「新株予約権」として財務諸表上に計上されることが企業会計上決められている。「新株予約権」には雇用者ストックオプションの公正価値以外のものも含まれているが例外的であり、ここでは全額を雇用者ストックオプションの公正価値と捉えることとする。

⁶ 現行の雇用者ストックオプション制度は、商法改正により2002年から導入されたものであるが、基礎データ（法人企業統計調査の「新株予約権」）の制約により、2007年第2四半期以降のみ推計可能。試算結果の水準からは、雇用者報酬等に与える影響は極めて小さいと考えられることもあり、それ以前の期間については推計を行わないこととする。

<諸外国における対応状況>

- ・オーストラリア

2009 年に行われた 2008SNA 導入に伴い、本勧告に沿って所得及び金融勘定に計上している。

- ・カナダ

カナダ歳入庁が収集している所得の情報を利用して雇用者ストックオプションを推計している。記録時点は雇用者ストックオプションによる利益が確定した時点、すなわち権利行使時点であり、記録される所得も、行使時点における時価と権利行使価格との差額となっている。

参考文献

吉野克文[2011]「わが国の国民経済計算における雇用者ストックオプションの導入に向けて」、『季刊国民経済計算 No.145』

(別紙) 雇用者ストックオプション取引の時間的な流れと概念上の記録方法 (設例)

役職員に対して総額〔2〕の雇用者ストックオプションが付与され、役職員がそれを行使して総額〔5〕の株式を取得した場合を想定した記録方法

	ストックオプションの取引の流れ	付与対象となった役職員 (家計)	付与した企業 (法人企業)
権利付与日 (grant date)	雇用者ストックオプションの付与。	<ul style="list-style-type: none"> 雇用者報酬(受取)として記録。総額〔2〕を権利付与日から権利確定日までの期間に按分して記録。 金融資産「その他」取引額に同額が記録され、同残高として蓄積される。 	<ul style="list-style-type: none"> 雇用者報酬(支払)として総額〔2〕が権利付与日から権利確定日までの期間に按分されて記録される。 負債「その他」取引額として同額が記録され、同残高として蓄積される。
↓			
権利確定日 (vesting date)	一定期間の勤務を経て、権利が確定	<ul style="list-style-type: none"> 金融資産「その他」〔2〕は金融資産「雇用者ストックオプション」〔2〕に振り替えられ、取引額、残高として記録。 	<ul style="list-style-type: none"> 負債「その他」の〔2〕が同じく負債「雇用者ストックオプション」〔2〕に振り替えられ、取引額、残高として記録。
↓			
権利行使日 (exercise date)	任意の時点で権利を行使	<ul style="list-style-type: none"> 金融資産「雇用者ストックオプション」〔2〕及び金融資産「預金」〔3〕の残高が減少し、金融資産「株式」の残高が〔5〕増加する。それぞれの残高差を取引額として記録。 (総額〔5〕の株式を、自身の預金〔3〕を取り崩すことで購入する。これにより実質的に〔2〕の利益を得る。) 	<ul style="list-style-type: none"> 負債「雇用者ストックオプション」の残高が〔2〕減少、金融資産「預金」の残高が〔3〕増加し、負債側にある「株式」の残高が〔5〕増加する。それぞれの残高差を取引額として記録。
↓			
権利行使期限	この時点までに権利を行使しないと雇用者ストックオプションの権利を失効し、金融資産・負債残高としての「雇用者ストックオプション」がゼロになる(フローとしては調整勘定に記録される)。		

(注) 吉野〔2011〕より作成。

【E04】保証（定型保証）の扱いの精緻化**1. 勧告の概要**

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・保証を以下の3つに区分する。 ① <u>金融派生商品の形態（クレジット・デフォルト・スワップ等）をとる保証¹</u> ② <u>大数の法則²が働く定型保証</u> ③ <u>偶発性の高い個別保証</u> ・このうち①については、従前どおり、金融派生商品の取引として記録する。 ・②の<u>定型保証については、非生命保険と同様の形で、産出・消費、分配取引を記録するとともに、金融面の記録を行う。</u> ・③の個別保証については、従前どおり、偶発債務ととらえ、金融勘定には記録しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保証を偶発債務ととらえ、保証が実行されるまでは記録を行わない。また、保証の実行によって生じる取引フローの扱いについても明示的な指針はない。³

**① 2008SNA への対応で求められる事項**

- ・新たに明確化された「定型保証」について非生命保険と同様の記録を行う。
- ・具体的には、
 - (1) 定型保証を提供する機関（以下、定型保証機関という。金融機関（非生命保険）分類）の生産勘定に以下の式で計算される「産出額」を記録。これは、保証料を支払う部門、すなわち保証の対象となる貸出債権の債務者（以下、借り手という。）もしくは債権者（以下、貸し手という。）の「中間消費」ないし「最終消費支出」として記録。
産出額 = 受取保証料 + 追加保証料⁴ - 債務肩代わり
 - (2) 第1次所得の配分勘定に、「保険契約者に帰属する投資所得」⁵として、定型保証機関の運用資産に係る財産運用純益（追加保証料と同額）を、定型保証機関の支払、保証料（上記の受取保証料）を支払う制度部門の受取として記録。
 - (3) 所得の第2次分配勘定に、純保証料⁶を「非生命純保険料」として定型保証機関の受取及び保証料を支払う制度部門の支払に、また債務肩代わりを「非生命保険金」として定型保証機関の支払及び貸し手の受取として記録。
 - (4) 金融勘定（フロー）及び貸借対照表に、未経過保証料⁷、債務肩代わりの請求に対応するための引当金を「定型保証支払引当金」（新設項目）として、定型保証機関の負債として記録⁸。

② 主要計数への影響（概念上）

- ・GDPの増加要因（新たに定型保証を産出として捉え、家計部門がこれを最終消費する場

¹ 1993SNA については①についても明示的には記載がないが、2008SNA の中では「国民経済計算にとって新たな要素ではない」としており、1993SNA からの取扱の変更はないと解釈できる。

² 「大数の法則」とは、個々の債務者の債務不履行の可能性を推定することは不可能であるが、類似する債務をまとめて考えると、そのうち、どの程度が債務不履行になるかという可能性を推定することが可能とであることであり、同一の方針にそって多数発行される保証（例 住宅ローン保証）は、大数の法則が働き定型保証に該当する。

³ また、保証の産出額についても明示的な記述はない。

⁴ 定型保証機関の運用資産に係る財産運用純益と同額。

⁵ 1993SNA 「保険契約者に帰属する財産所得」から、2008SNA 「保険契約者に帰属する投資所得」に名称変更。

⁶ 純保証料とは、受取保証料 + 追加保証料（財産運用収益） - 保証の産出額から算出され、債務肩代わりに一致。

⁷ 非生命保険に係る未経過保険料は非生命保険技術準備金に、保証に係る未経過保証料は定型保証支払引当金に計上される。

⁸ 資産側の部門については明示的な記述はないが、事例では、貸し手の属する制度部門（金融機関）となっている。

合には、家計最終消費支出を通じて GDP が増加する。）
・家計貯蓄率の変動要因

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・現行 JSNA においては、
 - －①金融派生商品の形態をとる保証は、基礎統計である資金循環統計と同様、基礎資料の制約により金融取引を記録していない。
 - －②定型保証⁹、③個別保証¹⁰については、受取保証料を産出額として記録している。これらに係る分配面（非生命保険金等）や金融面（定型保証支払引当金）の取引等については、現行 JSNA では記録していない。

3. 検討の方向性

① 次期基準改定における対応の考え方（案）

<○：2008SNA 勧告に沿って対応する（一部）>

(1) 定型保証機関の範囲¹¹

2008SNA 勧告の定型保証機関に該当し、産出額等の推計に必要な基礎資料の入手が可能なものとして以下を抽出することを検討（引き続き、対象機関については精査）。これらについては、制度部門としては金融機関（非生命保険）に分類。

- ・全国信用保証協会
- ・農林漁業信用基金（林業信用保証制度）
- ・住宅ローン保証を提供する機関（以下、住宅ローン保証会社という。）
：国内銀行の関連会社、全国保証株式会社¹²

(2) 各種取引等の記録方法

2008SNA の勧告に沿って、産出額や各種取引等を以下のように記録。

・定型保証の産出額

産出額＝受取保証料＋追加保証料¹³－債務肩代わり

⇒定型保証機関の産出額、借り手¹⁴のサービス支払（中間消費または最終消費支出）

⁹ 2008SNA の勧告における定型保証機関に該当するもので、現行 JSNA において推計対象としているのは、全国信用保証協会や農林漁業信用基金（林業信用保証制度）の提供する信用保証。これらは、制度部門としては、現行 JSNA では金融機関の「非仲介型金融機関」に分類。

¹⁰ 2008SNA の勧告における個別保証を提供する機関に該当するもので、現行 JSNA において推計対象としているのは、預金保険機構や損害保険契約者保護機構等。これらは、制度部門としては、現行 JSNA では、金融機関の「政府金融機関等」に分類。

¹¹ 保証のうちその他の形態については、①の金融派生商品の形態をとる保証の金融取引は、資金循環統計と同様に、データ制約から引き続き計上せず、2008SNA に対応しない、また③の個別保証については、引き続き産出額（受取保証料）のみを捕捉、記録する方向で検討。

¹² 国内銀行の関連会社である住宅ローン保証会社については、財務諸表が公表されていないため、現行 JSNA では捕捉していない。今般の検討に際し、複数の保証会社にヒアリングを行った結果、一部の会社について 2008SNA 勧告に従った産出額等の計算に必要な情報提供が可能ということが判明したので、推計対象に含めることとした。なお、推計ではこれらの数値を膨らませ、一国の値とする方法を検討している（3. ②参照）また、全国保証株式会社については平成 24 年上場のため、それ以降の情報が把握可能。

¹³ 財産運用純益と同額。

¹⁴ 3. ①(1)において JSNA において現時点で推計対象とする予定の定型保証機関については、保証料の支払は全てのケースで借り手が行っていると考えられることから、ここでは借り手がサービス支払を行うと考える。以下、保険契約者に帰属する投資所得の受取、非生命純保険料についても同様。

- ・保険契約者に帰属する投資所得（財産所得の内訳項目）
定型保証機関の運用資産の財産運用純益を記録
⇒定型保証機関の支払、借り手（非金融法人企業、家計¹⁵）の受取
- ・非生命純保険料（経常移転の内訳項目）
非生命純保険料＝受取保証料＋追加保証料－定型保証の産出額＝債務肩代わり
⇒定型保証機関の受取、借り手（非金融法人企業、家計）の支払
- ・非生命保険金（経常移転の内訳項目）
債務肩代わりに該当する財務諸表上の経理項目を記録
⇒定型保証機関の支払、貸し手（金融機関）の受取¹⁶
- ・定型保証支払引当金（金融資産・負債の内訳項目）
各機関の財務諸表等より、未経過保証料と、保証契約に基づく債務肩代わりの請求に対応するための引当金を記録
⇒定型保証機関の負債（フロー、ストック）として記録。資産側の記録方法については基礎統計となる資金循環統計の対応を踏まえ検討する。

②産出額の試算等

- ・上記3. ①(2)の計算式に沿って、現時点で2008SNA対応後の推計対象と想定している定型保証機関について産出額を試算。このうち、
 - －住宅ローン保証会社の産出額については、多数の機関が存在するため、個別に財務諸表を入手し、積算することが困難なことから、国内メガバンク系子会社と全国保証株式会社（以下、合わせて「一部住宅ローン保証会社」という。）の財務諸表の情報を入手し、産出額を推計する。同産出額を住宅ローン保証会社全体分に膨らませるため、これに、一国全体の住宅ローン残高と一部住宅ローン保証会社の保証する住宅ローン残高の比を乗じることで住宅ローン保証会社全体の産出額を推計する。
 - －全国信用保証協会についてはコスト積上げにより産出額を推計する。¹⁷
- ・上記手法に基づく現時点での暫定的な試算結果としては、定型保証の産出額は2006年度～2011年度で0.3兆円程度となる。
なお、ここでの試算対象とした定型保証機関では、産出額は全て中間消費される扱いとなるので¹⁸GDPへの影響はない。
- ・また、定型保証機関の負債である定型保証支払引当金は2012年度末で約3.4兆円程度と試算される¹⁹。

¹⁵ 住宅ローン保証会社、農林漁業信用基金（林業信用保証制度）に係る部分は家計に計上するとともに、全国信用保証協会に係る部分は制度部門分割（非金融法人企業か家計（個人企業））のための基礎資料に制約があることから全額を非金融法人企業に計上することを検討。次の非生命純保険料についても同様の取扱を検討。

¹⁶ 2008SNAには明示的な記述はないが、上記の記録方法をとる場合、貸し手においては、債務肩代わりのみが純貸出（＋）／純借入（－）に影響し、かつプラス要因となることから、債務肩代わりと同額の移転（経常移転もしくは資本移転）を貸し手から借り手に支払うという扱いとすることを検討。

¹⁷ 3. (2)の計算式通りに推計すると産出額がマイナスとなり結果として、定型保証機関一国全体でみてもマイナスとなることから、ここではコスト積上げによる計測を検討。

¹⁸ 住宅ローン保証会社の産出額は全額家計のうち持ち家の中間消費、全国信用保証協会等の産出額のうち家計が消費する分は個人企業の中間消費となる。

¹⁹ 日本銀行「2008SNAを踏まえた資金循環統計の見直し方針—ご意見のお願い—」（平成25年10月17日）より。同ペーパーによれば、定型保証支払引当金（定型保証機関の負債残高）について、日本銀行においては、財務諸表が開示されている機関（全国信用保証協会等）については財務諸表から未経過保証料や保証支払引当金に係る計数を積み上げるとともに、財務諸表が開示されていない住宅ローン保証会社分については、独自のアンケート調査を行い、そこから得られた一部会社の住宅ローン保証残高に対する平均的な「引当率」に、一国の住宅ロー

③検討課題

- ・住宅ローン保証会社については、上記のとおり一部しか財務諸表の情報が把握できないため、これをより広範・的確に把握するための手法等を検討する必要がある。
- ・このほか、ここで推計対象範囲とした以外に捕捉可能な定型保証機関がないかや、定型保証支払引当金の資産側の記録方法についても、上述のとおり引き続き検討が必要。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・資金循環統計においては、現行では定型保証支払引当金をフロー、ストックともに計上していないが、2016年を目途とする2008SNA対応後は、JSNAと同様、全国信用保証協会、農林漁業信用基金（林業信用保険業務勘定）、住宅ローン保証会社が提供する定型保証については、金融機関の「非生命保険」に部門分類の上、定型保証支払引当金を同部門の負債としてフロー、ストックに計上される見通しである。

<諸外国における対応状況>

- ・オーストラリア
概念上は定型保証を記録するとしつつも、実際に把握できる事例はないとしている。
- ・アメリカ
2008SNAに基づいた保証の扱いは行っていない。

ン残高に乗じることで推計を行っている。

【B06】金融機関部門に割り当てられる持株会社

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<ul style="list-style-type: none"> 子会社の資産を保有しているが、管理活動は行っていない「持株会社」¹ (ISIC Rev.4 の 6420) は、金融サービスのみを生産しているととらえ、たとえ、<u>全ての子会社が非金融法人だったとしても金融機関、内訳部門として「専属金融機関」に分類する。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 本社と持株会社の明示的な区別は行わず、持株会社については、子会社グループの主たる活動が集中している制度部門に割り当てる。よって、支配する会社グループの主たる活動が金融である場合のみ、金融機関に分類する。

① 2008SNA への対応で求められる事項

- 持株会社のうち、子会社の資産を保有するが管理活動は行わないものを SNA 上の持株会社と位置付け、金融機関（専属金融機関）に分類する。管理活動を行っている持株会社については、勧告 B07（本社）に従い、制度部門分類を行う。

② 主要計数への影響（概念上）

- なし

2. 現行 JSNA での取り扱い

- 我が国の純粋持株会社の大半は子会社の管理機能を有している（※）。こうした純粋持株会社については、その子会社の主たる活動に応じて非金融法人企業または金融機関に分類している。
※純粋持株会社 184 社を対象に事業内容を確認したところ、そのうち確認ができた 166 社の全てが、「子会社の管理」を事業内容に挙げていた。
- このため、現行 JSNA の推計においては、日本標準産業分類（JSIC）準拠の一次統計（純粋持株会社をサービス業に分類）を用いている場合、財務データを用いて金融持株会社分を金融機関に含めること等の処理を行っている。

3. 検討の方向性

- 次期基準改定における対応の考え方（案）

<●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている>

- 上記 2. から、我が国の純粋持株会社は、2008SNA マニュアル上の「持株会社」ではなく「本社」と位置付けられるものであり、これらは子会社が主として属する制度部門に分類していることから、現行 JSNA でも既に対応済と整理できる²。
- なお、我が国の純粋持株会社のうち金融機関に分類されるものについては、基礎統計である資金循環統計と同様（下記 4. 参照）、内訳部門分類としては、子会社が主として属する部門（現行の取扱）から「非仲介型金融機関」³に変更する方向で検討（勧告 B07 の項参照）。

¹ ここで言う「持株会社」は他に事業活動を行っていない「純粋持株会社」であり、他に事業活動を行っている「事業持株会社」は、当該他の事業のうちの主たる活動が属する制度部門に分類される。

² 2008SNA 勧告における持株会社（B06）と本社（B07）の関係、JSNA の制度部門分類に係る現行の取扱と次回基準改定に向けた案等については参考を参照。

³ 2008SNA では「金融補助機関」と呼称（以下同じ。B07、B10 も同様）。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・資金循環統計においては、我が国の純粋持株会社については、その子会社が主として属する制度部門に応じて、非金融法人企業部門または金融機関部門に分類している。2016年を目途とする同統計の改定においても、これらについては、子会社が主として属する制度部門に分類し、このうち金融機関に分類されるもの（金融持株会社）については、金融機関の内訳部門分類として「非仲介型金融機関」に分類する方向で検討中⁴。
- ・平成17年産業連関表では、純粋持株会社の活動経費は、各生産活動の部門に含まれる扱いとなっている。平成23年表では、日本標準産業分類の第12回改定により、細分類「7282 純粋持株会社」が新設されたが、この子会社の管理機能を有していることから、2008SNA 勧告の B07 本社部門と同様の扱いとなる。

<諸外国の対応状況>

・オーストラリア

本勧告には対応していない。具体的には、グループ企業の株式の過半数を所有することのみを行う持株会社は、独立した制度単位とみなさず、最も大きな子会社の分類に従う。

なお、グループ企業の株式の過半数を所有するとともに、グループを指揮する持株会社は、独立した制度単位とみなし、子会社が主として属する制度部門に分類される（B07 の項参照）。

⁴ 日本銀行「2008SNA を踏まえた資金循環統計の見直し方針-ご意見のお願い-」（平成25年10月17日）

参考 2008SNA における「持株会社」と「本社」の関係等

		【B06】金融部門に割り当てられる持株会社	【B07】主たる子会社が属する制度部門に割り当てられる本社
2008SNAマニュアルでの定義			
	子会社の資産の保有	○	○
	子会社の管理活動	×	○
2008SNAマニュアルでの制度部門の扱い			
	制度部門分類	全て金融機関	主たる子会社が属する制度部門 (非金融法人企業／金融機関)
	金融機関に分類される場合の内訳部門分類	専属金融機関	金融補助機関
JSNAにおける制度部門の扱い			
現行	制度部門	N/A 〔我が国の純粋持株会社は、2008SNAの「持株会社」ではなく「本社」と位置付けられ、扱いは【B07】と同じ。〕	主たる子会社と同じ部門 (非金融法人企業／金融機関)
	金融機関に分類される場合の内訳部門		主たる子会社の属する各内訳部門 (預金取扱機関 等)
次回基準 改定(案)	制度部門		
	金融機関に分類される場合の内訳部門		非仲介型金融機関

【B07】 子会社が主として属する制度部門に割り当てられる本社

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要 ¹	1993SNA における取扱の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・会社の他の単位に対する監督・管理を行い、戦略的・組織的な計画や意思決定の役割を担い、運営上の支配権の行使・日々の業務の管理を行う「本社」² (ISIC Rev.4 の 7010) は、子会社の産出の形態に応じて非金融または金融のサービスを提供していると捉え、 ① <u>子会社が主として非金融法人企業に属する場合、非金融法人企業に分類</u> ② <u>子会社が主として金融機関に属する場合、金融機関</u> (内訳部門は<u>金融補助機関</u>) に分類 	<ul style="list-style-type: none"> ・本社の制度部門上の取扱いに対する明確な指針はなかった。



<p>① 2008SNA への対応で求められる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明確化された指針に基づき、本社を、その子会社が主に属する制度部門（非金融法人企業または金融機関）に分類する。 ・なお、金融機関部門の内訳部門としては、金融補助機関に分類する。 <p>② 主要計数への影響（概念上）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・制度単位として位置付けられ、管理機能を有する本社³については、その子会社が主として属する制度部門に分類している。具体的には、子会社が主として非金融法人企業部門に属していれば本社も非金融法人企業部門に分類し、子会社が主として金融機関部門に属していれば本社も金融機関部門（内訳部門についても子会社の主たる活動に応じて決定）に分類している。（B06 の項参照）

3. 検討の方向性

- ・次回基準改定における対応の考え方（案）

＜○：2008SNA 勧告に沿って対応する＞

- ・上記2のとおり、現行 JSNA において、本社は、その子会社が主として属する制度部門に分類しているという点で、本勧告に対応済と整理できる。
- ・このうち、金融機関部門に分類される本社については、基礎統計である資金循環統計と同様（下記4. 参照）、内訳部門分類としては、子会社が主として属する部門（現行の取

¹ 本勧告は「制度単位と制度部門」に関する勧告であり、制度単位とみなすことができない「本社」（独立した勘定を作成できない本社事業所等）については対象外である。

² ここで言う「本社」は管理活動以外の事業活動を行っていない「純粋持株会社」であり、他の事業活動を主に行っている「事業持株会社」は、当該他の事業のうちの主たる活動が属する制度部門に分類される。

³ 我が国の場合、純粋持株会社の大半は子会社の管理機能を持つため、2008SNA の「本社」と整理する（勧告 B06 の項を参照。）

扱) から「非仲介型金融機関」⁴に振り替える方向で検討。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・資金循環統計においては、管理機能を有する本社について、その子会社が主として属する制度部門に応じて、非金融法人企業部門または金融機関部門に分類している。2016年を目途とする同統計の改定においても、これら本社については、子会社が主として属する制度部門に分類し、このうち金融機関に分類されるもの（金融持株会社）については、金融機関の内訳部門分類として非仲介型金融機関に分類する方向で検討中⁵。
- ・平成17年産業連関表では、本社の活動経費は、傘下の事業所の各生産活動の部門に含まれている。平成23年表では、日本標準産業分類の第12回改定により、産業中分類ごとに小分類として「管理的、補助的活動を行う事業所」が新設されたが、平成17年表と同様に、傘下の事業所の各生産活動部門に含まれる扱いとなる。

<諸外国の導入状況>

- ・オーストラリア

本勧告に対応している。具体的には、グループ企業の株式の過半数を所有するとともに、グループを指揮する持株会社（2008SNA でいう本社に該当）は、独立した制度単位とみなし、子会社が主として属する制度部門に分類される。

なお、グループ企業の株式の過半数を所有することのみを行う持株会社（2008SNA でいう持株会社に該当）は、独立した制度単位とみなさず、最も大きな子会社の分類に従うこととしている（B06の項参照）。

⁴ 2008SNA では「金融補助機関」と呼称。

⁵ 日本銀行「2008SNA を踏まえた資金循環統計の見直し方針」（平成25年10月17日）より。

【C02】 FISIM（間接的に計測される金融仲介サービス）の計算方法の精緻化

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・ FISIM は、貸付と預金にのみ適用され、貸付が金融機関により提供された場合、あるいは預金が金融機関に預けられる場合のみ適用される。 ・ <u>金融仲介については、仲介資金から来るものに限らず、全ての貸付と預金が含まれる</u>¹。参照利率は、サービスの要素は含まず、預金と貸付のリスクや残存期間の構成を反映する。銀行間貸借に一般に用いられる金利は参照利率として適当な選択かもしれない。しかし、預金や貸付がどの通貨建てかによって、特に非居住者の金融機関が関与する場合には、異なる参照利率が必要かもしれない。同じ経済内の銀行にとっては、他の銀行への貸付や他の銀行からの借入に関連して提供されるサービスはほとんどない。 ・ FISIM の消費は利用者（貸し手、借り手）に配分され、企業の間接消費としても、最終消費支出としても、輸出としても扱われる。 <p>※<u>信用リスクプレミアムを FISIM から控除すべきかについては国際的な場で議論が行われてきたが、現時点では合意が得られておらず、引き続き国際的な場での検討が継続されることとなっている</u>²。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ FISIM は、受取利子と支払利子の差として計算される。ただし、自己資金による投資から生じる受取分は除外する。 ・ FISIM は各利用者に配分され、企業の間接消費としても、最終消費支出としても、輸出としても扱われる。 ・ 全ての金融仲介サービスが、名目上の産業によって中間消費されるという取扱を許容する。



① 2008SNA への対応で求められる事項

- ・ 1993SNA では、金融仲介サービスを全て名目上の産業の中間消費として扱うオプションが認められていたが、2008SNA においてはこうしたオプションはなくなる。
- ・ 1993SNA と異なり、自己資金による貸出を含む全ての貸付と預金を FISIM 計測の対象とする。

② 主要計数への影響（概念上）

- ・ GDP の増減要因（FISIM の定義の精緻化により、最終消費支出や輸出に配分される FISIM が変動した場合は GDP の増減要因。また、信用リスクプレミアムの控除が、最終消費支

¹ 自己資金による貸出を含む。

² 本件については、元々2008SNA の Annex4 において研究課題として掲げられていたもので、これを受けて、これまで国民経済計算に関する国際機関事務局ワーキンググループ（ISWGNA）の下「FISIM に関するタスクフォース」等において検討されてきた（検討結果は、「ISWGNA Task Force on FISIM Final Report」(2013年5月)等として取りまとめ）。同タスクフォースの報告が ISWGNA の諮問機関である AEG(Advisory Expert Group on National Accounts)において 2013年5月に議論されたところ、信用リスクプレミアムを控除すべきかについて合意は得られず、信用リスクプレミアムを控除することの概念的な整理や控除する場合の推計手法について研究を続けることとなった。

出や輸出に配分される FISIM を減少させる場合、GDP の減少要因となる)

- ・家計貯蓄率の変化要因 (FISIM の定義の精緻化により、家計最終消費支出に配分される FISIM が変動した場合は家計貯蓄率の変化要因。また、信用リスクプレミアムの控除が、家計最終消費支出に配分される FISIM を減少させる場合、家計貯蓄率の上昇要因となる)

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・現行 JSNA においては、FISIM を 2008SNA に適合するよう計測しており、FISIM 計測の対象についても、自己資金による貸出を含む全ての貸付と預金としている。
なお、信用リスクプレミアムについては控除していない。

3. 検討の方向性

① 次期基準改定における対応の考え方 (案)

<●: 2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている>

- ・2. のとおり、現行 JSNA においては、本勧告と整合的な形で、FISIM の対象範囲を金融機関の関わる全ての貸付・預金としており、対応済と整理できる。
- ・なお、信用リスクプレミアムを FISIM から控除すべきかについては、上記のとおり、国際的な議論の場での合意が得られていないことを踏まえ、国際比較可能性の観点等から、対応は見送ることとする。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・産業連関表においては、平成 23 年表において、新たに FISIM の導入が予定されている。推計方法については、金融庁において検討が進められており、現行 JSNA と整合的なものとする予定。
- ・国際収支統計においては、現行では FISIM の輸出入については計測されていない。一方、2014 年 1 月分 (同年 3 月上旬公表) から国際収支マニュアル第 6 版 (BPM6) に準拠する予定となっており、①新たに FISIM の輸出入がサービス収支として計測されるとともに、②信用リスクプレミアムが控除される方向で検討が進められている³。

<諸外国における対応状況>

- ・オーストラリア
2008SNA マニュアルに沿って対応している。なお、FISIM から信用リスクプレミアムは控除していない。
- ・EU 諸国
ESA2010 (2008SNA の欧州版) に沿って対応する予定。なお、EU としては、信用リスクプレミアムについては控除しない方針が決定されている。
- ・米国
NIPA 統計 (米国の GDP 統計) の 2013 年の包括改定において、商業銀行の FISIM (うち借手 FISIM) から信用リスクプレミアムを控除するよう取扱いを変更した。具体的には商業銀行の貸出償却額 (loan charge off) について平準化した値を、貸出に係る利子収入から控除。

³ 2008SNA 対応後の JSNA における FISIM と、BPM6 対応後の国際収支統計における FISIM とでは、この点において概念上のずれが生じる。これに対する対応は今後検討していくが信用リスクプレミアム分がサービス輸出入に計上されるか財産所得の受払に計上されるかの違いであって、「経常対外収支」や「純貸出 (+) / 純借入 (-) (資金過不足)」に影響を与えるものではない。

【001】投資信託に係る留保利益の扱い

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱いの概要
<ul style="list-style-type: none"> 投資信託持分の所有者（以下、投資者）に帰属する財産所得は、2つの別個の項目として示される。<u>第一は、投資信託の投資者に支払われる配当であり、第二は、投資信託の投資者に帰属する留保利益である。</u>¹ 配当の要素は、個々の法人企業にかかる配当と全く同じ方法で記録される。一方、留保利益の要素は、海外直接投資企業と同様の原則を用いて記録される。つまり、<u>留保利益は、所得支出勘定において（投資信託部門に貯蓄が残らない形で）「投資信託投資者に帰属する投資所得」として投資信託の投資者に支払われ金融勘定に記録される取引として投資者から投資信託部門に再投資されたものと扱う。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 投資信託に係る留保利益に関する記述はない。このため、配当は投資信託部門（金融機関）から投資者部門（家計等）への財産所得の支払として記録される一方、留保利益については、投資信託部門（金融機関）の貯蓄となる。



① 2008SNA への対応で求められる事項

- 1993SNA においては、投資信託に係る留保利益については、投資信託部門（金融機関）の貯蓄として記録していたが、これを「第1次所得の配分勘定」において財産所得の「投資所得払い」の「投資信託投資者に帰属する投資所得」として投資信託部門から投資信託の投資者部門（家計等）に支払われたものと扱う（投資信託部門の貯蓄はゼロになる）。同額については、金融勘定において、投資者部門の資産「投資信託持分」の増加、投資信託部門の負債「投資信託持分」の増加として記録する。

② 主要計数への影響（概念上）

- 家計貯蓄率の上昇要因（留保利益が投資信託部門（金融機関）の貯蓄から投資者部門（家計等）の受取財産所得に変更されることに伴い、家計貯蓄率の上昇要因となる）。
- GDP への影響はない。

2. 現行 JSNA での取り扱い

- 現行 JSNA の実物フロー勘定（所得支出勘定）では、投資信託部門（金融機関）が投資者部門（家計、非金融法人企業等）に支払う分配金及び留保利益の合計額は、「第1次所得の配分勘定」において、投資信託部門から投資者部門への財産所得「利子」の支払に含まれる扱いとなっている。

—具体的には、現行 JSNA では、推計上、投資信託を含む信託部門全体の信託財産から得られる収益を把握し、この全額を「利子」として投資者部門へ払い戻すという記録を行っている（投資信託分単独での収益及び分配金については把握していない）。このため、投資信託を含む信託部門全体について「財産所得の受取＝財産所得の支払」が成り立っている。つまり、信託部門の一部である投資信託部門は利益を留保していない状態となっており、投資信託部門の留保利益相当分については、投資信託部門（金融機関）の貯

¹ 2008SNA における財産所得の内訳項目、本勧告に対応する記録方法について参考 1 参照。

蓄ではなく、投資者（家計、企業部門等の部門）へ支払われている形となっていると整理できる。

- ・一方、現行 JSNA の金融勘定（資本調達勘定（金融取引））及び貸借対照表においては、基礎統計である資金循環統計と同様（下記 4. 参照）、上記の留保利益部分については、投資信託部門（金融機関）自身が運用資産に再投資したものと扱われており、投資者部門（家計、非金融法人企業等）から投資信託部門に対する「投資信託受益証券²」の再投資（金融取引フローによる資産残高の増加）としては記録されていない。（参考 2 (1)参照）
—具体的には、投資信託部門の資産側では金融取引フローによる各種資産（運用資産）残高の増加、負債側では調整額（再評価勘定）による投資信託受益証券の負債残高の増加として扱われる。これに対応し、投資者部門の資産側においては、調整額（再評価勘定）により投資信託受益証券の資産残高が増加する形となっている。

3. 検討の方向性

- ・次期基準改定における対応の考え方（案）

<○：2008SNA 勧告に沿って対応する（一部）>

- ・上記 2. のとおり、現行 JSNA の実物フロー勘定（所得支出勘定）においては、投資信託に係る収益は全額投資者に支払うよう処理されており、結果的に投資信託部門の留保利益については、既に 2008SNA の勧告に沿った取扱がなされている（したがって、家計貯蓄率についても 2008SNA 勧告に沿った計測がなされている）。
- ・これに加え、基礎統計である資金循環統計においては 2016 年を目途に行う同統計の改定の中で、投資信託部門の留保利益分を捕捉し、これが投資者部門に支払われ、投資信託受益証券へ再投資（金融取引フロー）されたものとして記録することを検討しており（下記 4. 参照）、JSNA の金融勘定においても次回基準改定でこれと整合的な取扱を行うことを検討。（参考 2 (2)参照）

※投資信託に係る留保利益分は、日本銀行の試算によれば 2012 年度で約 0.4 兆円程度³。

- ・なお、投信信託の投資者の受け取る財産所得から「投資信託投資者に帰属する投資所得」を切り出して記録するという勧告については、上記の資金循環統計における対応を踏まえつつ引き続き検討する。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

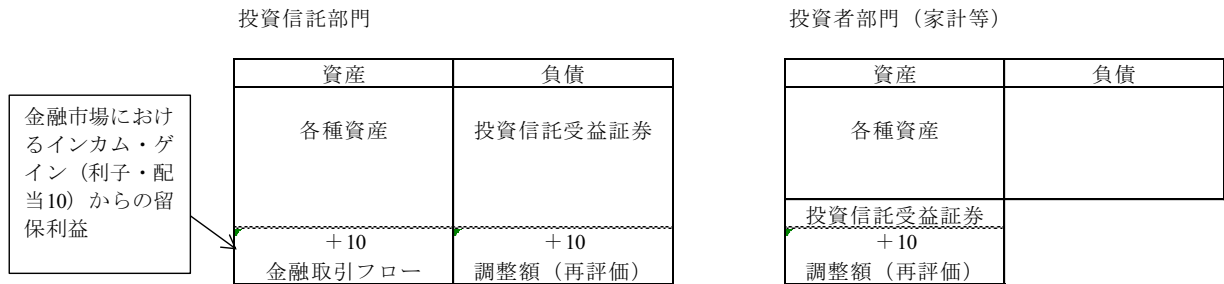
- ・現行の資金循環統計においては、2. のとおり、投資信託に係る留保利益分は、投資信託受益証券の金融取引フローには含まれない扱いとなっている（調整額に含まれる扱い）。これに対し、2016 年を目途とする同統計の改定に際しては、投資信託に係るサンプル調査等により、留保利益分を推計し、これを金融取引フローに計上する方向で検討されている。
なお、関連して、現行の資金循環統計においては、投資信託部門がその運用資産の利子・配当収入（インカム・ゲイン）以外（元本の取り崩しや運用資産の売買益（キャピタルゲイン・ロス）を原資として支払う分配金については、投資信託受益証券（負債）のマイナスの取引フロー（元本の解約）として扱っていない。他方、投資信託部門の資産側においては同分配金相当額のマイナスの取引フローが発生しているため、結果として負債側が過大となり、投資信託部門全体として資金不足傾向になっている。このため、2016 年を目途とする同統計の改定においては、上記の検討と併せて、元本の取り崩しや運用資産の売買益を原資とした分配金について、投信信託部門の投資信託受益証券（負債）及び投資者部門

² 2008SNA の金融資産分類における「投資信託持分」に該当。

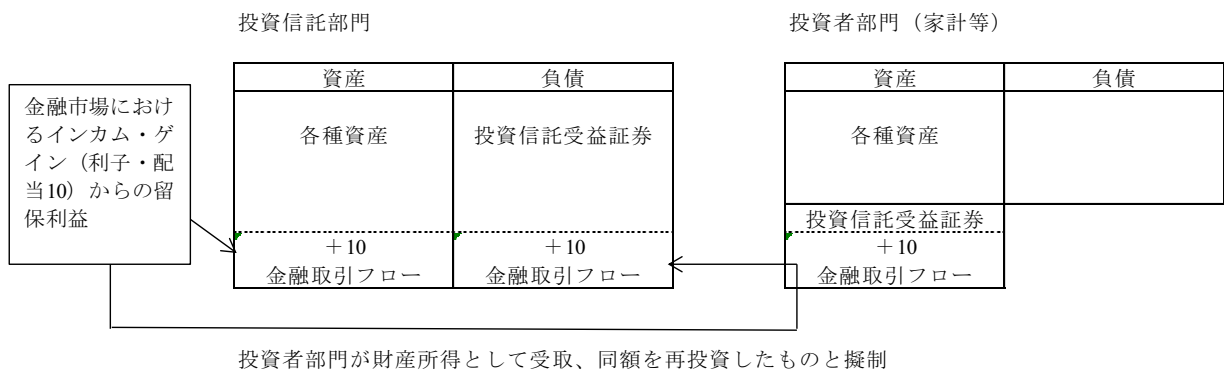
³ 日本銀行「2008SNA を踏まえた資金循環統計の見直し方針—ご意見のお願い—」（平成 25 年 10 月 17 日）。

(参考2) JSNA の金融面、資金循環統計における投資信託の留保利益の計上方法

(1) 現行JSNA、資金循環統計における計上方法



(2) 2008SNA対応後のJSNA、資金循環統計における計上方法 (案)



(出所) 日本銀行「2008SNA を踏まえた資金循環統計の見直し方針—ご意見のお願い—」(平成 25 年 10 月 17 日) をもとに作成。いずれもストック勘定 (残高表) をイメージし、留保利益に伴う変動要因を示したもの。